

令和3年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和3年3月15日（第7日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	千布一夫
企画財政課長	小池武敏	総合戦略課長	木須英喜
税務課長	久原浩文	住民課長	川崎直
保健福祉課長	坂本博樹	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	片渕徹	農業振興課長	木下信博
商工観光課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建設課長	喜多忠則	会計管理者	溝口真由美
学校教育課長	出雲誠	生涯学習課長	中村政文
農業委員会事務局長	久原雅紀	主任指導主事	宮崎泰仁

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
課長補佐	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

15番	溝上良夫	1番	吉岡正博
-----	------	----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 溝口 誠議員

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制について
2. 今後の農業法人の在り方について
3. 耕作放棄地対策について

2. 中村秀子議員

1. 農業の振興について
2. 小中学校における電子機器類の取り扱いについて

3. 吉岡英允議員

1. 災害の少ないまちづくりについて
2. 人口減少問題と若者の定住促進について

4. 友田香将雄議員

1. 住民参加型のまちづくりについて
2. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による町経済への影響について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、溝上良夫議員、吉岡正博議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。溝口誠議員。

○溝口 誠議員

おはようございます。公明党の溝口誠でございます。

今回の質問は、3点行わせていただきます。

まず、第1点目でありますけれども、新型コロナウイルスワクチンの接種体制について伺いたいと思います。

実は、約5年半前の平成27年9月の一般質問で、私は感染症の予防対策の充実について伺いました。そのとき、このような感染症が拡大したときの3点について伺いまして、1点目が感染者の指定病院は佐賀県内でどこにあるのか、また2点目は世界的なパンデミックになったときにどう対応するのか、それから3点目、町民への感染症対策の徹底をどうしていくのかということ質問をさせていただきました。そのときの返答は、平成26年11月の白石町の新型インフルエンザ等対策行動計画を基準に対処をするということで明言をいただきました。

それから5年半、まさかこのような世界的なコロナウイルスのパンデミックになるとは想像もできませんでしたけれども、これが現実のものとなりました。そういう中で、特に今回新型コロナウイルス、平成26年11月の新型インフルエンザ等対策行動計画のとおり様々な対策をしていただきまして、それに加え今回のコロナはワクチン接種という、いまだかつて行っていない日本の全国民が接種をするという経験したことのないことを今からしていくわけでございます。そういうことで、特に16歳以上、そしてこの接種は国が主導して行いますけれども、実施するのは市町村で行うと。その市町村によってやり方が様々変わってきます。そういうことで、本当に今までとは違ったことを今回しなければいけないということで、ワクチンの接種対策について伺いたいと思います。

それではまず、厚生労働省の健康局健康課予防接種室から指針が出されております。第1点目が期間であります。これは令和4年2月末までに終了するというところでございます。それから2点目、対象者、これは16歳以上の者。3点目、16歳から40歳未満、この方は努力義務であると。特に妊婦は適用外ということでございます。それから4点目、2回目は最短で19日後とし、標準的には1回目から21日後に接種をするということが大きな基準として国から今示されております。

そういうことで、当町におきましてのワクチン接種に向けて組織体制の在り方と接種計画の策定状況について伺いたいと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

今回の新型コロナウイルスワクチンのようにほぼ全住民を対象にいたしましたワクチンの接種につきましては、先ほど議員申されますように前例がございません。

新型コロナウイルスワクチンの接種の業務につきましては、相談体制、医療機関との調整、接種券の発行、接種会場準備、予約受付、ワクチンの配配送、高齢者施設入所者等への対応、住民への周知広報、それと接種計画の作成など様々な業務が発生しておりまして、通常業務に加えての対応をするため非常に負担が増加しているのが現状でございます。通常であればワクチン接種業務につきましては担当課の保健福祉

課のみで担うところがございますけども、今回のワクチン接種につきましては新型コロナウイルスワクチン接種対策班を設置をいたして対応をいたしているところがございます。

このワクチン接種対策班につきましては、高齢者施設での接種あるいは広報業務なども強化するために、保健福祉課を中心に総務課、長寿社会課職員で構成をいたしております。ただ、ワクチン接種がスムーズにいきますよう、そのほかの課におきましても協力を得ながら役場全体で接種に向けて業務を進めているところがございます。

また、接種につきましては、医療機関の先生方の御協力なしにはできないものでございます。武雄杵島地区医師会や町内の医療機関の先生方とも打合せ等もさせていただきながら現在進めているところがございます。医療機関の皆様には、コロナ禍の中での通常診療に加えてのワクチン接種業務になります。御協力いただけることに大変感謝をいたしているところがございます。

また、先ほどありました予防接種実施計画につきましては、市町村単位で実施期間、接種対象者、実施医療機関、安全性の確保などの項目を盛り込み作成することになっておまして、現在のところ接種方法につきましては医療機関で接種する個別接種、それと白石町総合センターで行う集団接種の併用を考えておまして、接種開始時期を4月の下旬、4月26日の週の予定で現在計画の作成を進めております。なお、集団接種会場につきましては、状況に応じて増やすことも考えているという状況でございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

当町では、個別接種と集団接種を併用して行うということになっております。そういうことで、特に先ほど言いました努力義務ということ、これは法的に絶対しなければいけないということではありません、本人が受ける受けないはですね。そういうことで、今の現時点では約6割から7割ぐらいの方が受けてもいいんじゃないかという状況でございます。本来であれば、全員受けていただいたほうが一番効果はあると思います。そういうことで、今の努力義務の中で6割、7割の方をもっと多くしていただくように高めていくためにどのような方策をされてるのか伺いたいと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

先ほど言われますように、この予防接種につきましては努力義務というふうになっております。しかしながら、ある程度住民の方が接種していただきまして、集団免疫というか、そういったところをつけていただくという必要があると思っております。本町においても大体7割から8割程度接種をしていただきたいというふうに思っております。これについては高齢者施設あるいは住民の皆様には周知をし、接種における有効性、それと副反応等、そういった安全性、そういったものを十分周知をして、この接種をしていただけるように周知をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

2点目の特に高齢者への優先接種と高齢者以外の方への接種について伺いたいと思います。

特に、高齢者の方に優先をして接種をしていくということでございます。高齢者の方々は、施設に入っておられる方もいらっしゃいますし、また自分で集団接種会場に行ける方、行けない方等もいらっしゃいます。非常に多岐にわたっております。こういう接種をどういうふうに個別と集団でしていくのか、また接種の順番も65歳以上となっていますけれども、そのままでいいのか、最初は75歳以上からするのか、そこら辺を伺いたいと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

まず、今回のワクチン接種における接種順位について若干説明をさせていただきたいと思います。

現在国が示しておりますのは、順位としまして、まず最初に国立系の医療機関での医療従事者への先行接種でございまして、これについては佐賀県内では3か所でございます。現在2月22日から接種が始まっております。その次に、新型コロナウイルス感染症患者またはその疑い患者に医療を提供する施設の医療従事者等への接種が優先されております。その後、令和3年度中に65歳になられる方を含む65歳以上の方、その後基礎疾患を有する方、高齢者が入所、居住する施設等の従事者等、そしてその後それ以外の方々の接種へと続くこととなっております。ただし、高齢者施設等の従事者につきましては、高齢者施設の入所者等と併せての接種も可能というふうになっておるところでございます。高齢者の接種につきましては、特に高齢者施設に入所されている方については、医療機関からの巡回接種で施設内で接種を受けることができます。ただし、施設によっては集団接種会場やかかりつけ医の医療機関での接種になることもございます。

そういった中で、現在の情報といたしまして、本町には薬事承認をされておりますファイザー社製のワクチンが4月19日の週に1箱975回分が供給される予定ということが通知をされております。この1箱が2回接種分の供給になっておりますので、約490人分のワクチン量ということになります。先ほどワクチン接種の順位を申しましたけれども、今回医療従事者へ次ぐ65歳以上の高齢者となっておりますけれども、まずこの1箱についてはクラスター発生防止等の観点からまず高齢者施設の入所者等について優先接種を開始したいというふうに考えておりました。4月26日の週から接種を見込んで高齢者施設等と調整をしていきたいというふうに考えております。

また、国においては、ファイザー社製ワクチンを6月末までに全高齢者約3,600万人の2回接種分を配分できる量を供給見込みということで示されております。しかしながら、先ほど議員も御心配されておりますけれども、本町に供給されるワクチンの供給量あるいは供給時期等が不確定でございまして、高齢者施設での接種の後は供給量の状況によって65歳以上の高齢者のうち例えば75歳以上の方からとか、そういった年齢を区分して接種を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

4月19日から接種が白石町でも始まるということで順次接種をしていただいて、大体先ほど言いました6月末までには全国の高齢者65歳以上を2回接種を終えるということで。そういうことで、段階的にされていくわけでありますけれども、スムーズに優先順位をつけながら、そしてこれは大変難しいと思います、どこに優先順位をつけるかと。ですが、限られたワクチンですので、そこはしっかり順番を決めてスムーズにできるような体制を、大変だと思っておりますけれども、組んでいただきたいと思います。

その中で、特に接種においては3点目、ワクチン接種に係る予約票や接種券（クーポン）などの発送スケジュール等について伺いたいと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

ワクチン接種を受けますには、まず接種の予約を行っていただくことになりまして、接種会場には接種券を持参していただくことになります。接種券の発送につきましては、接種が開始される前に国の指示により発送することになってまいります。先ほど申しましたけれども、本町には4月19日の週に1箱が届くことになっておりまして、国においては市町村ごとに想定する期間における接種の対象者へ接種の時期に先立って接種券を送付することとの通知が来ておりますので、接種の時期を4月26日の週ということで想定をいたしまして、高齢者施設等の入所者等から発送等の対応をしていきたいというふうに考えてるところでございます。それ以降も、ワクチンの供給量に応じて国から接種券の発送のタイミングが示されるものと思っております。

そういった中で、先ほどから申しておりますようにワクチンの供給量あるいは供給時期等が不確定な状況であるため、接種順位の高い65歳以上の高齢者につきましては、接種券を一度に発送しますと、いつから接種できるかなど住民の皆様に混乱を生じさせることも予想がされます。そういった混乱や不安を少しでも少なくするため、高齢者施設の入所者等以外の高齢者の接種券については、4月の下旬から年齢を区分して段階的に発送する、そういったことも検討してるところでございます。

予約についてでございますけれども、予約については集団接種、個別接種どちらも完全予約制というふうになります。個別接種につきましては、接種を受ける医療機関に直接電話等で予約をしていただきます。集団接種につきましては、杵藤地区7市町共同で杵藤地区新型コロナワクチンコールセンターを設置をいたしておりますので、そちらのコールセンターに予約等をしていただくことになります。また、スマートフォンとかパソコンでのウェブ予約も準備をいたしてるところでございます。いずれにしても、ワクチンの供給量、配送日が決定してからのそういった予約になろうかと思っております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

予約票や接種券は、状況を見て段階的に発送をするということでございます。これ

もまた大変な業務になると思いますけども、適切な処置をしていただきたいと思います。

それから、4点目でございますけれども、いよいよ接種になってきますと、地元の医師会、医療機関との連携でございます。お医者さん、看護師さん、事務などに関わる人材確保はどのようにできているでしょうか。

○坂本博樹保健福祉課長

先ほど申しましたけども、ワクチンの接種につきましては、町内の医療機関の医師、看護師等の御協力が欠かせない状況でございます。現在も武雄杵島地区医師会、そして町内の医療機関の先生方と個別接種、集団接種について調整を行っておりまして、個別接種につきましては現時点で町内の18の医療機関が御協力をいただける予定となっております。集団接種につきましても、協力いただける町内の医療機関から交代で医師、看護師、事務職員等を派遣していただきまして接種に当たっていただくよう調整をいたしているところでございます。

接種の期間中、医療機関におかれましては通常の診療があるわけございまして、その診療に過度な影響が生じないように配慮しながらワクチン接種を実施していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

特にお医者さん、医療機関との連携でございます。計画はしたけれども接種ができなかったということが、これはワクチンが長期保存ができない、また冷凍保存をしなければいけないという特殊なものでございます。時間との闘いでございます。ワクチンの期間、輸送とか、それから先生方の業務できる時間、これがマッチングせんと非常に厳しい接種の事業でございます。普通の接種とは全然違ってまいりますので、そこら辺の体制が一番できてるかどうかは住民にとっては不安材料というか、本当にしっかり体制ができてますよと、そういう郵送関係もできてます、ワクチン確保もできます、それからお医者さんが打つところまでの体制もできてますという。それをぴしゃっとできてるかというのが一番町民の皆さんの関心事でございますので、その点は大丈夫でしょうかね。

○坂本博樹保健福祉課長

先ほど申しましたように、町内の医療機関の先生方、現時点で18の医療機関が協力をしていただけるということで進めております。18医療機関については個別接種でございます。集団接種、現在白石町総合センターを考えておりますけども、集団接種につきましては全ての医療機関ではございまして、協力いただける先生方と調整をいたしております。平日、それと土日も含めての中で調整を現在いたしております。全ての土日ができるかどうかは現時点では調整中でございますけども、その中で十分に先生方も医療機関とも調整をいたして、住民の皆様に周知をして接種に行ってくださいよう体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

そういう接種の体制ともう一つ、5点目ですけれども、それに伴って初めてこういうことを町民の皆さんも体験するわけでございます。住民からの様々な要望、相談等が参ると思います。そういう相談体制の構築について伺いたいと思います。広域圏でのコールセンター設置などはどのようにされていますか。

○坂本博樹保健福祉課長

まず、相談体制でございますけれども、保健福祉課に設置しておりますワクチン接種対策班におきまして、いわゆる全般に係る相談を受ける体制を整えております。先ほど言われましたコールセンターでございますけれども、このコールセンターにつきましては平日、土曜日、日曜日、祝日も開設をいたしております。午前9時半から午後5時まで、接種の日程あるいは接種会場、そして集団接種の予約受付、そういったところを行うようにしております。

以上でございます。

○溝口 誠議員

町民の皆様が初めてのことでございますので、様々な皆さんの不安がございます。これをどう解消し、スムーズに接種ができるかということ、これも大きな課題でございます。その中で、特に6番目、住民への周知方法について伺いたいと思います。SNSや告知チラシなど、どのようにされていくのか伺いたいと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

住民への周知でございますけれども、まず町のホームページ、町の広報紙、SNS、ケーブルテレビ、チラシの全戸配布、そういった方法で行っていきたいというふうに考えてるところでございます。

現在、町のホームページにはワクチン接種についての最新情報を掲載をいたしまして、これについては随時更新をしていきたいというふうに考えております。しかしながら、先ほど来申しておりますけれども、国からのワクチン供給情報あるいは接種予定時期など国の方針が頻繁に変更をされている状況でございます。住民の皆様が混乱されないよう情報発信のタイミング、内容、そういったものを慎重に判断しながら的確な情報提供を行っていききたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

特に住民の皆様への情報には的確にしていくということが今回は求められていると思います。そしてまた、何よりも町民の皆様の協力がなければ、この実施は大変な事業でございます。町民の皆様が本当に協力をしていただけるような体制を今まで以上にしっかりつくっていききたい。そして、先ほど言いました接種率の6割、7割を一つ

の目標としてあると。これをどう上げていくのか。これが大事な要点でございます。ワクチンは来年の2月まで接種期間がございますので何とか期間的には確保できると思いますので、いかに町民の皆様が一人でも多く接種ができるかということが大事でございます。どうかそういうことで、最初に言いましたように新型コロナウイルスのワクチン、初めての経験、また初めての実施でございます。そういうことで、何としてもスムーズに接種ができるようにしていきたい。

そして、町民の皆様が一人でも少なく、コロナの感染がないようにしていきたいと思います。できれば、コロナ以前の生活に戻りたいというのが皆さんの願望だと思います。それに近づけるような大きな大きなワクチン接種でございますので、しっかりここは取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、2点目の今後の農業法人の在り方について伺いたいと思います。

今町内には個別の法人、それからまた集落営農法人等がございます。この現状について伺います。

○木下信博農業振興課長

町内の農業法人の現状につきましては、農業振興課の調査では令和2年1月現在で、集落営農法人と個別法人を合わせまして30法人が経営を行われているようでございます。内訳といたしましては、集落営農法人が9法人、その他個別、複数での設立または他事業からの参入が21法人ございます。

御存知のとおり、集落営農法人につきましては、米、麦、大豆を生産販売する農業者が構成員となり集落単位やJA支所単位で設立されておりまして、平成26年度から現在までに70あった集落営農組合のうち、58の組合が統合などによって9つの法人へと移行がなされておりまして、集落営農法人につきましては、米、麦、大豆を主に経営をされておりまして、法人化によるコスト低減のための農業機械の共同利用や農作業の共同化を目指して取り組んでおられます。また、その他の法人につきましては、米、麦、大豆のほかに露地野菜、施設野菜、畜産などを加えて、様々な品目を生産販売する法人となっております。営農類型は様々ではございますが、各法人において規模拡大や機械化による省力化が進められていると考えております。

以上です。

○溝口 誠議員

2点目の法人化を推進するその目的について伺いたいと思います。

この法人化、大きな今の国の農政の柱というのは、1つは中核農家を育成をすることが大きな柱でございます。2点目が農地の集約をしていく。約80%の農地集約を目指す。これが日本の農業政策の大きな柱でございます。これに向かって政策が今進んでいると私は思います。

そういう中で、特に法人化というのは2点目にある農地を集約をしていくということで、今農業従事者も本当に半減をしております、過去から比べれば。今後あと10年、15年、またこれも今の現状から半減していくのではないかと。要するに、農業をリタイアしていく方が必ず今後増えてくるということでございます。そういうことで、特

に農地の集約化を図っていかなければ、個別農家、中核農家だけで担っていくというのは、これは非常に限界があると思います。そういう意味では、特に集落の法人、この方々が様々な経営をしながら、経営はその法人でいろんなやり方があってよいと思います。しかし、先ほど言った農業をリタイアしていく方の受皿をつくっていくというのが大きな大きな法人の役割ではないかなと、私はそう思います。

そういう意味で、今の法人、確かに70の集落営農のうち58の集落営農が9法人組織化がされました。組織化されて今四、五年たっております。だけど、今の集落の営農法人の状況はどうかといえば、集落営農組合からの延長線上で、本当にそういう受皿の法人に今なっているのか、現状を見ればですね。そこまでなっていないのではないかなと。今までの集落営農の延長線上ではないかなと。そういうことで、本来であればこの8割の農地の集積をする担い手になっていく、そういう法人になっていかなければいけない。そういう意味では、2点目の法人化を推進するその目的について再度伺いたいと思います。

○木下信博農業振興課長

議員申されるとおり、全国的に農業者の担い手の減少、それと高齢化の進行、そういったものにより労働力不足が深刻な問題ということになっております。また、個別の農業者による耕作面積の拡大もいずれ限界となるおそれがあるため、平成28年度に国の日本再興戦略において平成25年から令和5年までの10年間で農業の法人経営体を5万法人とする目標設定がなされておりました、現在法人化のほうを推進しているところでございます。

法人化により、集落営農法人では地域雇用の確保、信用力の向上、農地の維持保全、後継者の確保、またそれ以外の個別の農業法人では、加えて家計と経営の分離、円滑な経営継承などが期待されることとして上げられます。雇用という面では、社会保険制度の整備による人材確保が可能となり、農地という面では、特に集落営農法人において今後も進むことが予想されます離農者や規模縮小希望者の農地の利用権設定による農地の受皿としての機能や作付の団地化による作業の効率化などが期待をされております。また、経営という面では、税制措置や融資などの優遇、個別の農業法人においては経営の継承が円滑にできるというメリットが上げられます。

白石町においては、担い手農家の減少、高齢化が進んでおりました、農業者の平均耕作面積は増加をしている状況でございます。現状では作業可能な面積を作業することで地域の農地の維持管理が図られている状況でございますが、高齢化による離農が急速に進み、耕作されない農地が発生することも考えられるところでございます。さらに、機械などを個別の農家で更新し続けることで機械のコストが経営を悪化させる要因にもつながりません。以上のことから、白石町では農業、農地を将来にわたり維持していく手段として、任意組織であります集落営農組織からの法人化を推進しているところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

先ほど述べていただきました法人の役割、目的、すばらしいことを今言っていたかもしれませんが、実際白石町の今の現状の法人は先ほど述べられたことに対してどうでしょうか、どこまでそこができているのか、現状認識を伺いたと思います。

○木下信博農業振興課長

私ども農業振興課のほうも、9つの法人の皆様のところには定例会や理事会、そういったところにも出席をさせていただいておまして各法人の皆様からの意見等も伺っているところでございますけど、法人の皆様方の中でも全て順風満帆ではないこともあるかと思っておりますけど、課題とかそういったものをどうやっていくのかということで、私どもも含め県のほうも一緒になって取り組んでいかなければいけないのかなということ考えてるところでございます。

○溝口 誠議員

先ほど私が言いましたように、まだ本当の意味での農業法人の目的を達成していないのではないかと。先ほど言いましたが、ここ四、五年先、大きく農業の情勢は変わっていくと思います。前回の一般質問で言いましたが、特に今農業が非常に価格面とか生産面とかいろんな面で厳しい状況プラス、それに先ほど言いました結局耕作する人が減っていくという中で、この4年から5年先は今までと違ったような大きな大きな変化が来ると思います。それにしっかり対応していかなければ白石町の農業はもたないと思います。その対応をしていくのが法人でございます。そういう意味では、待たなしのところまで来ております。

最初に言いましたように、今までの集落営農組織の延長線上ではいけないと、もっと本来の法人のあるべき姿を、それは経営体ですから個々の形態でいろんなやり方いいと思います、自由にさせていただいて。私の法人はこういうふうにして経営していきたい、私はこうしたいと、それは自由だと思います。だけど、させていただく中で、先ほど言った大きな白石町の課題を担っていけるような法人になっていただきたいと思っております。

そういう意味では、特に今できてる9法人の中で、先ほど言われましたが、課長のほうから農業法人との意見交換をされていると。JAを中心に年に1回か2回されているということでございます。今非常にそういうことで将来的に法人をどう運営していけばいいのかと、今本当に悩まれていると思います。どういう方向性で行けばいいのかと。そういうことで、本当に模索をされております。そういう中で、特にJAと町が一体となって支援や推進に向けた施策を考えていく必要があるのではないかと。そういう意味では、もっともっと行政のほうにリードをしながらそういう方向性に行けるように、この四、五年でめどが、方向性をつけるような農業法人の在り方をできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○木下信博農業振興課長

先ほど議員のほうから、農業法人との意見交換をさらに密にして、町がリーダーとして推進するべきではないかという御質問でございます。

先ほども議員申されたとおり農事組合のほうの法人の代表者会議というのがあります。JAのほうが事務局となって年に数回開催をされてきておりまして、町のほうも参加をしているところがございます。この会議には、法人の代表者のみならず事務を担当する事務局長さんも出席をされておられまして、各法人の悩みなどの意見も交わされているところがございます。また、杵島農業改良普及センターにおきましては、武雄・杵島地区集落営農法人化連絡会や営農組織リーダー研修会というのが開催をされておられまして、法人の経営や方向性などの項目も取り上げられているところがございます。さらに、町では、先ほども申し上げましたけど、必要に応じて法人の理事会等へ出席をさせていただいておりまして、法人の悩みとか課題についての相談をお受けしているところがございます。

先ほど申し上げましたとおり、白石町においては現在9つの法人が設立されたところがございますが、法人化の本来の目的が果たされているのかというのは全ての法人が順風満帆ではないのではないかと考えております。白石町内の集落営農法人は、設立間もなく現在の営農体系を引き継ぐことが専決の状況でございまして、法人個々の問題に対応されているところがございます。今後、組織が強化、発展され、法人経営の方針などが固まり、高収益野菜への取り組みなど法人の独自性を引き出せるように、各関係機関と連携をしながら引き続きバックアップをしていきたいということで考えているところがございます。

以上です。

○溝口 誠議員

この法人であります。設立してから何年かたって、非常に法人の中のメンバーからも離脱をするという方が各法人からかなり出てきております。そういう意味では、先ほど言いましたが、非常に大変な時期に来ている。法人としてこういう方向性で行くとなったときに町としてそれに対してどうバックアップができるか、応援ができるのか、最大の応援ができるかということをしっかり協議して、その支援をしていただきたいと思っております。よろしく願いをしたいと思っております。

次に、3点目でございます。耕作放棄地対策について伺います。

町内の耕作放棄地の現状について伺います。

近年、耕作放棄地と見受けられる田んぼが各地に点在してきております。特に平野部でもそういう状況、特に山間部においても、これは平野部とは違いまして一見分かりませんが、かなりの耕作放棄地が出ていると思っております。町内のこの現状について伺います。

○久原雅紀農業委員会事務局長

農業委員会では、毎年1回、農地の利用の状況についての調査、いわゆる利用状況調査を実施しなければならないという農地法第30条の規定に基づいた現地調査を行っております。これについては、白石町は年に2回ずつ調査を行っております。現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる農地、農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に

著しく劣っていると認められる農地、この2つについておそれのある有無の確認を行うこととなります。

その面積ですけれども、5年間の面積を申し上げます。平成28年度が6万5,631平米、平成29年度が8万8,303平米、平成30年度が11万8,286平米、令和元年度が12万5,438平米、令和2年度が14万1,068平米となっておりますのでございます。この分の面積を現地調査を行ったところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

平成28年度からすれば約2.5倍増えております。こういうことで、特に住居においては空き家が白石町でも以前は少なかったんですけれども、今現在非常に空き家が増えてきております、すごい数に今なってきた。これが田んぼでも同じような状況が、住居まではいきませんが、それに追ったような形で耕作ができない。先ほど法人化の話もありましたが、耕作放棄地が出てくる可能性がございます。そうなったときに対応としてどうされていくのか。

所有者はもちろん耕すことはできません。こっちにいる、いないは別にして、もう機械はありませんから。また耕作する意思もないと。ましてや、今度はどなたかが耕作を請け負うということもできない。そういうこともできない。勝手に耕作をするわけにはいかない。あぜ道を挟んで草ぼうぼうやけど、それは勝手に耕したりとか、草を刈ったりとかできません。これは宅地と一緒にですね。必ず地主の許可を得てしなければいけない。そうなったときに、あぜ道を挟んで隣の田んぼの方は非常に営農がしづらくなると、できないような状況になってくる。そういう状況が今は少ないですけども、将来的に空き家と一緒にだんだん耕作放棄地も増えてくる可能性もございます。そうなったとき、この耕作放棄地の対策はどのようにして行うのか伺いたいと思います。

○久原雅紀農業委員会事務局長

先ほど申し上げました最近5年間の状況を見てみましても、遊休農地のおそれがあるものとして現地調査を行う件数、面積、共に増加している傾向にございます。まずは、地元農業委員による土地所有者への相談、指導、改善のお願いをしております。おっしゃいますような所有者不明の農地というのは、今のところほとんどないというか、その状態でほったらかしになってる農地はないものと思っております。そういうことで、今後自ら耕作ができないといった場合には、していただける方に貸し付ける。これが今ほとんどスムーズにいつて何とか耕作をしていただける状態になってるところですけれども、その調整を行うなど遊休農地にならないような対策を取っております。

また、遊休農地の発生防止解消を図るとともに農業をしたい移住者の選択肢を拡大、移住・定住の促進を図ることを目的に、空き家、空き地に付随した農地について特例で下限面積を引き上げる白石町特例農地指定申出制度を平成31年度から実施しております。これについてが今まで7件ほどの特例農地の申出があつてございます。そして、

実質お買いになった件数が3件。これで、少しばかりではありますが、住宅周りとかの非常に耕作には不向きな農地の処理もできておるところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

耕作できないといった場合には耕作をしていただける方に貸し付けていただくための調整を行うということで、特に遊休農地にならないようにしっかり対策をしていくということでございます。それに加えて、先ほど言いました農業法人が受皿になっていくということも大きな一つの方法だということでございます。

そういうことで、非常に将来的に悲観をするわけではございませんけれども、現実問題としてそういう状況になるということはもう目に見えて分かっております。農業法人にしる遊休農地にしても、しっかり対策を今のこの時期に打たなければ時期を逸するのではないかなと私はそう思いますので、どうかよろしく願いをし、私の一般質問とさせていただきます。

終わります。

○久原雅紀農業委員会事務局長

すみません、溝口議員、私、最後の答弁で、白石町特例農地指定申出制度の件で特例で下限面積を「引き上げる」ということで申し上げました。申し訳ございません。「引き下げる」の間違いでございます。失礼しました。

○片渕栄二郎議長

これで溝口議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

10時21分 休憩

10時40分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

失礼します。

それでは、3月議会一般質問をさせていただきます。

備えあれば憂いなしという言葉がありますけれども、憂いがなければ備えなんて絶対にしないんですね。憂うことというのが行政だとかいろんな分野で大事なことはなかろうかと思っております。いろんなところに心配事を持って、憂いを持って対応するという態度が必要じゃないかと思っております。農業の問題についてはまさにそのような観点で憂いて備えをするべき問題じゃないかということを思っておりますので、質問をさせていただきます。

2月23日付の佐賀新聞に佐賀農業賞が紹介されておりました。若い経営者の部の最

優秀賞に本町の農業者が選ばれており、掲載されておりました。土地利用型の佐賀農業の今後の手本となると高く評価されてのことでした。本町の農業は、佐賀県の農業の手本となる力があるし、また県内の農業を牽引していくべき立場であり、自負を持って農政を進めていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

しかし、近年の農業に係る状況はとても厳しくて、昨年のコロナ禍による農産物の価格の暴落、一昨年は台風による被害、近年はタマネギべと病の発生や水害による被害などがあります。近年のこのような状況から、農業後継者不足や離農が増えているように思います。農業従事者の現状についてお知らせください。

○木下信博農業振興課長

本町におきます農業者の推移につきまして、事前に資料請求があつておりましたので、その資料に基づきお答えをいたします。なお、資料につきましては、5年ごとに実施される農林業センサスのデータとなつておりました、専兼業別の農家戸数でございます。

まず、2010年時、平成22年では、専業農家が597戸、兼業農家が1,270戸で、合計1,867戸となっております。次に、2015年時、平成27年では、専業農家が597戸、兼業農家が1,016戸、合計1,613戸となっております。次に、2020年時、令和2年、これは最新の速報値ではございますけど、専業農家が615戸、兼業農家が770戸で、合計で1,385戸といったデータとなっております。

以上でございます。

○中村秀子議員

資料によりますと、農家の戸数は500戸余り減少したということでございますけれども、詳細に見てみますと、専業農家の数は増え、兼業農家が約半数近くにまでなつたというような状況が見てとれます。これは、社会の状況だとか行政の後押しだとか、そういうふうなことがあるかと思ひますけれども、町の行政としてどのようなことが考えられるとお考えでしょうか。

○木下信博農業振興課長

農家数の表を御覧いただきました。先ほど議員が申されたとおり、専業農家のほうが少しずつでありますけど増えており、兼業農家のほうが減っている状況ということで、離農される方もいらっしゃいますけど、こういった小規模農家の方、兼業農家の方の農地のほうを専業農家の方が集積をされておられて、その関係で専業農家が増えているのではないかとということで察しております。

○中村秀子議員

専業農家が増えるということは、非常に本町にとって明るい希望というか経営的にも規模が大きければ安定した経営ができるであろうし、雇用が増えたりだとかそういうふうなことも考えられるし、いろんな利点があるかと思ひます。規模の問題になりますけれども、今後農業を振興するためには、先ほどおっしゃつたように必然的にこ

ういう專業としてやって規模を拡大していこうというふうな数字に表れるように必須なことになってきているように思います。

現在の農家の経営規模の状況についてお尋ねいたします。また、先ほどの資料から読み取れるように、農地をほかの耕作者から借地をして耕作している割合とかそういうふうなことまで、非常に難しい統計ではございますけれども、傾向がつかめているのであれば教えていただきたいと思います。

○木下信博農業振興課長

私のほうからは、專業農家での耕作規模の状況についてお答えをいたします。

これも事前に資料請求があっておりましたので、その資料に基づきお答えをいたします。なお、こちらの資料につきましても、5年ごとに実施されます農林業センサスのデータを使っております。

まず、2010年時、平成22年では、5ヘクタール未満の農家数1,825戸、5ヘクタール以上10ヘクタール未満の農家数38戸、10ヘクタール以上の農家数6戸、合計1,867戸となっております。次に、2015年時、平成27年では、5ヘクタール未満の農家数1,540戸、5ヘクタール以上10ヘクタール未満の農家数54戸、10ヘクタール以上の農家数19戸、合計1,613戸となっております。最新の2020年時、令和2年では、5ヘクタール未満の農家数1,297戸、5ヘクタール以上10ヘクタール未満の農家数80戸、10ヘクタール以上の農家数が71戸で、合計1,448戸となっております。表を見ていただければ平成22年から令和2年の間に農地の集積が図られているということで、10ヘクタール以上のほうが戸数が増えているのではないかと考えております。

○久原雅紀農業委員会事務局長

では、私のほうからは、農用地利用集積計画、いわゆる新規の契約者件数ですね。自作地から貸付地に変わったものを申し上げます。これにつきましては、資料請求外として農業委員会のほうからお出ししております。単位は件でございます。

平成30年度が440件、令和元年度が479件、令和2年度が486件ということで、毎年伸びているというようなところの様子が読み取れると思います。買手につきましては、法人、個人、これは交ざっております。その振り分けは複雑でしてできておりませんが、今ので御確認いただければと思います。

○中村秀子議員

先ほど440件とか言われましたけれども、その件ということの具体的な説明についてお願いします。

○久原雅紀農業委員会事務局長

面積でございませんで、筆数でございませんで。お一人という人に近いものとして御覧いただければと思います。

○中村秀子議員

人という漢字ですね。先ほどの農家の減少数から見ると、平成27年度から令和2年度の5年間で300弱の戸数が減っているわけですけども、それとこの相関関係というのは、1人の方が何回もということに読み取れていいんでしょうか。

○久原雅紀農業委員会事務局長

1人の方が所有の全部の農地を一遍にとということもありましょうし、半分とか3分の1とか、それは御本人さん方の御都合で動いておりますので、そのようにお考えいただければと思います。

○中村秀子議員

分かりました。

ここまでは手は回らんけん、このところば作ってくれんねとかというようなことで、農地が推移しているという状況が分かると思います。ここも、非常に農地を守る上ではきめ細かなそれぞれの対応が必要になってきているのではなかろうかというふうに思っております。

今表作のいろんな話を聞いていると、米だけではなかなか収益が上がらない。その上に人から借地をして作物を作って、そして借地料を払って、もうからない農業にだんだん行ってるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その借地料について資料を頂いておりますけれども、説明していただいて、今後どのように推移していけばいいのかお考えをお聞きしたいと思います。

○久原雅紀農業委員会事務局長

借地料につきましては、大きく変化がございましたのが平成21年度、農地法の改正があつてございまして、それまで標準小作料という名前で町の農業委員会がその額を決めておりました。田んぼ10アール当たり1万8,000円とか畑が何千円とか、そういう額を決めておりました。ただ、農地法の改正が平成21年度にあつてございまして、それ以降は参考の小作料、参考賃借料という形で料金設定を契約される際に、ちょっと責任放棄するような感じですけど、従来までの法定小作料の金額と同様でしたけど、よければお使いくださいということでお知らせをしておりました。

だんだんだんだん月日がたつて今現在を見てもみますと、集落営農法人なんかはその当時あつたものをお使いになってないとか、独自で法人で決定をされております。そしてあと、独自でお互いに相談してくださいねということで、うちはこがしこでよかよとか、貸手、借手の都合で金額が決まっていっているというのが徐々に見受けられてきてます。

今現在どのような形でお知らせしてるかということ、年に1回、12月に農業委員会だよりで、標準小作料の頃はその額をびしっと、今は参考にお使いくださいという額を載せてましたけれどもそれでもどうも分かりにくいということで、今は地区ごとに細かく載せております、大体の実額を平均して。だから、私たちのところはこのくらいで今動きよるねという平均の額が分かります。ただ、それが答えでも何でもなくて、

借りてらっしゃる方と貸してらっしゃる方が話し合っていて、このくらいの額が適当だよというのを自分たちで決めていただきながらやっていただきたいということで一応お願いはしてますので、もう少し年数がたてばまたそこもずっとそのやり方が浸透してくるんじゃないかなということでも今考えております。

以上です。

○中村秀子議員

耕作をする方々にとって小作料というのは、かなり負担になるんじゃないかなと。それがなければ割と収入も増えて、作ってよかよというような方向に行くと思うんですけども、作ってもらうほう、作るほうの当事者同士が話し合って料金を決めるというようなことでしたけれども、非常にデリケートは話でなかなか直接そういう話し合いをするというのはなかろうかと思うんですけども、これを地区ごとに幾らというふうに決めてあるということですけども、この最低額、最高額で差があるんですけども、その差というのは何から発生する差でしょうか。

○久原雅紀農業委員会事務局長

最高額、最低額、平均額ということでお知らせしてます。そして、地区ごとにこういう数字が出ておりますということでお知らせしてますけれども、これは決めてあるという言い方に対してはちょっと、決めているものではなくて、この額が前の年の平均額ですよ。だから、1年ごとに変わるんですよ、平均額と言うたものの。それは実際契約をして小作料を幾らにするねという話をされた上で契約金額が決まっていますので、その積み上げがその1年間を見たときにこんな感じでなってますよと、福吉なら福吉地区はということでお知らせをしますので、お使いになるかどうかは御本人さんたちの自由で、それはそれだけこれはこれということでお決めになる場合もありますし、それを使おうかと言って平均額をお使いになるときもあろうかと思えます。だから、決めてやるとか、役場で分かっとうととかというものは全然なくて、できればお互いで話し合ってくださいということでもしていただいとるのが現在だと思います。

○中村秀子議員

できれば町の補助か何かを付け足して、小作料について安くなればもう少し増やしてもいいというような受入れが広がるんじゃないかなというふうに思ったりするんですけども、そこら辺の検討をできないものかということでも、町長、どうでしょうか。

○田島健一町長

先ほど議員のほうからいろいろと御質問をいただいているようでございますけども、小作料の設定については、先ほども農業委員会局長が答弁しておりますけれども、本当は、本当はと言ったら語弊がありますが、以前はある程度の設定をされていたということでもございまして、最近はある程度そこまで深くは介入しない、ただ実績の

データをお示ししながらこの地区ではこのくらいですよということでやっていらっしゃるといってごさいます。

私もこれについては先ほど議員さんがおっしゃるように、小作料は低くしたほうが作っていただく方についてはよかろうし、また地主さんとしては少しでも高かったがよかろうと、そこら辺の兼ね合いの中で役場がどこまで介入できるのかというところがいろいろ問題があるかなというふうに思います。これについては、またいろんな機会を通じて県とかいろんな機関と相談をしながら、地主さんよりも遊休地にならないように作っていただくというのが頭に置いとかんばいかんやろうと私も思いますので、なるべく安くなるような方向を求めていかんばいかんじゃなかろうかなと私は個人的には思います。

以上です。

○中村秀子議員

先ほど遊休農地ということをおっしゃって、それが増えないようにするという事についてとっても大事な事だと思っております。今回いろんな地域を回って、私も遊休農地が増えとるなという感想を持ったところです。先ほど溝口議員のほうで遊休農地の現状について質問がありまして答弁していただきましたけれども、遊休農地はもう何倍かに増えているという資料も提示していただきました。遊休農地が発生するとどのような被害というか、どのようなことが発生するのかということについてお伺いしたいと思っております。

○久原雅紀農業委員会事務局長

言うまでもございませぬが、よいことは一つもないというか、雑草が生える、虫が湧く、そういうのが周辺の農地に影響を与える。そして、ひどくなれば苦情という形で、こちらに対応を求められるというようなこともあります。景観上の問題もそうですね。とにかく、遊休農地になそうと思ってる方なんか当然いらっしゃらなくて、いろんな事情を抱えてらっしゃいます。そこを丁寧に対応したいと思っておりますけれども、なりそうになってるものがあるということですので、そこは丁寧に対応したいと思っております。

○中村秀子議員

水田というのは、防災上の役割も担いますよね。水田については遊水池になったり、それから防災についても非常に農地の果たす役割は大きいものがあります。また、耕作についても遊休農地になった場合には不便を来すわけですがけれども、現在の遊休農地になっているところで特に問題が発生したという事例があったら教えてください。

○久原雅紀農業委員会事務局長

その問題というのが直接聞き及んでおりませぬのであれですけども、よく見られるのが、例えば空き家とか空き地の周辺、四角の中に宅地のTの字がありますので結局残りの部分が不整形で面積も小っちゃくなる。とばかりとは限りませぬけど、割と

そういうのが多い。それで、そこだけ一画が荒れてしまっている。それは、営農の技術的な話じゃなくて、周辺の方もお住まいになる上でいろんな迷惑がかかっているんじゃないかなというようなどは考えられます。

以上です。

○中村秀子議員

先ほどの溝口議員の質問の中にも、対応について質問があってありました。粛々と農業委員さんを中心に相談を受けたりというような御答弁でございましたけれども、今これから憂いを晴らして対応していくというような観点に立ちますと、平成29年度の農業委員会の法改正も必然であったらうし、それに応じて農業委員さんの役割だとかそういうふうなことも変わってきているんじゃないかと思えますけれども、現在これからを考えるとときには農業委員の方々のお働きだとか役割だとかきめ細かな対応とかということが大分必要になってこようかと思えますけれども、農業委員さんの活動についてここで知らせていただければと思います。

○久原雅紀農業委員会事務局長

私ども農業委員会というか農業委員の活動自体は、前と変わったものは多分ないと思います。農地の集積、集約、流動、そういうものであったり、転用、その辺の適正な執行、それと今話になっております遊休農地への対応とか、従来からやっていた部分は今後も粛々とさせていただくというのがあるのかなと。

ただ、私が農業委員会局長になってからの話で言いますと、結局農地を見て農地が荒れておるとということなどから、何で困ってらっしゃるのかなということまで一つ二つ深めに入っていて、農業だけじゃなくて、これはそういう問題じゃなかったねって。もっと大きなというか家に問題を抱えてらっしゃったねと、ほかの問題が出てきたねということで関係機関につなげたり、そういうことでやった記憶もございません。それも特別昨今何か法が変わったからというものではなくて、今までもそうであったらうし、これからもそういうことで粛々とやっていただきたいということです。

以上です。

○中村秀子議員

これから遊休農地になりそうな資料から見るとそういう農業委員さんの働きというのが今後の大きな鍵になろうかと思えますので、農業委員会一丸となって遊休農地の防止についてお働きいただければと思います。

また、次なんですけれども、先ほど農家戸数で兼業農家が減って専業農家が増えていると。また、資料2では、10アール以上を耕作する農家がこの10年間で10倍以上に増えているというようなことがありました。規模を拡大するということがかなり本町の施策とマッチしているし、これからの農業の在り方ということに関連してもぜひ必要なことではないかと思うんですけれども、今後の農業経営を安定するために本当に規模拡大というのが必須事項となります。そのためには大型機械が欠かせないものになりますけれども、この設備投資というのは収入の桁を超えるような額でございます。

また、新聞にありましたけれども、コロナ禍でのDX、デジタルトランスフォーメーション、そういうふうなことが生まれて、農業についてもドローンを用いた減農薬の取り組みだとかいろんな労力の取り組みがあり、今後課題である人手不足を効果的に補うものであるというふうな紹介がありました。本町でも若い農業者たちがあちこちで無人ヘリであったりドローンであったりの研修会をしていて、何か楽しそうにやっている姿を見て、これからの農業はこの人たちがこういうふうな形で支えてくれるんだなというふうに明るく思ってきたところです。

このように設備投資だとか、ドローンもですけれども、そういうふうなことについて今までやってこられたような施策または環境整備についての支援策というのはどのようなものがあるかお願いいたします。

○木下信博農業振興課長

お答えします前に、1つ訂正をいたします。

(2)のところで専業農家の耕作規模の状況で農家数のほうをお答えをいたしておりまして、平成22年での5ヘクタール未満の農家数を「1,823戸」と申し上げるべきものを「1,825戸」と申し上げてしまいました。おわびして訂正をいたします。

それでは、特にスマート農業関係での支援等についてお答えをいたします。

先ほど申されたとおり、規模拡大による労働力不足を解消し高品質な農産物を生産する上でスマート農業を推進していくためには、ICTを駆使した大型機械やドローンなどの活用が有効でございます。こういった機械の導入に対し、国では強い農業・担い手づくり総合支援事業の中に新たな技術を活用した機械や施設の導入に対する優先枠というのを設けておられまして、優先的に予算を配分することになっております。この強い農業・担い手づくり総合支援事業を含めまして、国、県で実施されています補助事業につきましては、毎年7月頃に町内の認定農業者などの担い手に対し同様の要望調査を行い、翌年度の予算要望を行っているところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

いろんな施策の中でそういうことで法人化であったり大規模化が進んでいるということは、非常に我が町の進むべき道を示していただいていると思うんですけれども、予算審議だとか議案審議の中で質問もしたんですけれども、法人に対する支援だとかそういうふうなのは非常に手厚いんですけれども、それ以外の例えば個人経営者が申請をした場合に非常に要件が厳しくて、そんならしませんというふうなことで辞退しているケースが幾つか見受けられました。そういう農家を支援していかなければさらに専業農家を育てるだとか規模を拡大させるということはできないんじゃないかと思うんですけれども、小規模、中規模農業者に対する支援策についてはどのようにお考えでしょうか。また、その要件についても併せてお願いします。

○木下信博農業振興課長

個別の農家の方に対する支援の内容でございますけど、施設や機械の導入に係る負

担軽減のために国、県の補助事業を活用する方法がございます。米、麦、大豆に係る機械施設につきましては、認定農業者である集落営農法人、個別専業農業者共にそういった国の事業がございます。国では強い農業・担い手づくり総合支援事業や県単事業でございます。佐賀段階米・麦・大豆競争力強化対策事業などの支援策があります。

また、園芸関係でも、機械施設導入では集落営農法人への加入、未加入関係なく、2戸以上の農業者で組織する団体や認定農業者、認定新規農業者が園芸ハウスの整備や規模拡大、収量、品質の向上、低コスト化などに必要な機械装置を整備する場合に、これは県単ですけど、さが園芸生産888億円推進事業補助というのもございます。

要件でございますけど、議案審議でも御説明しましたとおり、いわゆる先進的農家や新規就農者、そういった方々が多分優先枠を持っているような制度設計となっております。また、国のほうはポイント制度になってまして、ポイントの獲得点数によって優先順位が決められるといったもの、また県単事業については同じものを更新する者にはできないとか、あと作業日誌等の義務化、そういったものが要件の中についてきております。

以上です。

○中村秀子議員

予算書で読み取る限り、非常にハードルが高いんだなというような感想を持ったところです。本町で小規模、中規模、家族でやっている農家の方がいろんな計画書を提出し、実績をノートにつけてパソコンで打って、実績はこうだった、それに10%の売上げがあったとかというようなことを事細かに書くというのは、農家の方は本当に朝早うから夜遅うまで、そしていつ書けばいいんだろうかというような悩みを言われるところもありますので、小・中規模農家の方々に大規模農家へと後継者が育って大規模農家へと拡大していただくためにはそこら辺の要件緩和に向けてぜひ今後そういうふうな努力が必要なんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願います。

また、農業機械が大型化されておりまして、町内を見ても農道が非常にそれに対応できない、離合ができなかったり路肩が崩れたりというようなところが見受けられるんですけども、その点についての整備はどんなふうでしょうか。

○笠原政浩農村整備課長

農業機械の大型化に伴う農道整備の在り方ということでございます。

農作業の効率化を図るために、農業機械の自動化、大型化も進み、大型機械を運搬する車両や農作物を運搬する車両も大型化してきているのが現状でございます。このように農業形態の変化に伴い、車両などが離合できる農道の幅員確保が必要になってくるというふうに考えてるところでございます。

現在本町で執り行っております農道の整備につきましては、未舗装農道の整備を重点的に実施し、令和元年度末時点で舗装済延長は約356キロメートル、舗装率にいたしまして98%ということになっております。

いずれにせよ、これからの農道の整備につきましては、農業形態の変化に対応した

整備が必要ではないかというふうに考えておりますので、今後どのような整備を進めるべきか、県や土地改良区、さらには多面的支払交付金に取り組む組織などと連携しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

次に、コロナ禍も大きく見れば、地球環境の変化がもたらしたものであるということが言えます。農業用廃プラは産業廃棄物であり、清掃工場への持込みが禁止のためJAが回収を行い、産廃業者に処理を依頼しております。現在中国への廃プラ輸出が禁止となり、国内の産廃業者は処理に苦勞をしているようでございます。廃プラの処理料金の値上がりも経営を圧迫しますが、それ以上に地球環境を守ることが大切です。農業用廃プラ問題の対策については、農業生産資材廃棄物適正処理推進協議会の中で十分検討されていくと思っております。

しかし、できれば、農業用廃プラ排出量を減らしていくことが大切なこととなります。現在使用しているプラスチックマルチを生分解性マルチに転換することで圃場の外へ持ち出すことなくトラクターですき込めば、自然に分解できていきます。プラスチックマルチを生分解性マルチに替えれば環境に優しく農業の省力化につながると考えられますけれども、このことについて当課の考えを聞きたいと思っております。

○木下信博農業振興課長

環境への負担が少ない生分解性マルチにつきましては、使用後はそのまますき込むことができまして、土の中の微生物によって自然分解するため廃棄処理が不要になり、使用済みプラスチックの排出量削減に役立つ、環境に優しい資材だと認識をしております。町内ではレタス生産者が使用されていると聞いておりまして、使用後の剥ぎ取り作業や産業廃棄物処理の農家負担が軽減されているようでございます。

しかしながら、価格のほうがプラスチックマルチと比較しますと約3倍ほど高値である、主となる色が黒マルチのみであること、耐久性が低いためタマネギのように栽培期間が長いと破れやすいこと、また自然分解に相当の時間がかかるため次の作付に支障が出ることなどが現在デメリットということになりますけど、今後こういったメーカーの技術開発等に期待をしていきたいと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

まだ新しく出た技術ですので、今後産業界においても安値また多様化ということに進展していこうかと思っておりますので、ぜひそこら辺も視野を広くして導入の推進に向けて支援をしていただけたらと思っております。

では、次の質問に参りたいと思っております。

本年度からGIGAスクールによって学校における高速大容量ネットワーク環境の導入とか生徒1人1台のタブレットが入ります。本当にこれは大きな教育の大改革ですね。いろんなことがあつという間に、先生たちの今までの経験は何も役立たないよ

うなことになるんじゃないかなと思います。また、教員は、今までの自分の経験に固執していた教育技術を全くゼロスタートとして取り組むべきときに来ているんじゃないかなというふうに思っております。G I G Aスクールによってこれからの学びはどのように変化していくのか、簡単に説明をお願いします。

○宮崎泰仁主任指導主事

中村議員のおっしゃるとおり、G I G Aスクール構想、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することを通して、多様な子どもたちを誰一人残すことなく個別最適化された教育の実施、目指すべき資質、能力の確実な育成を目指すためのICT環境の実現を目指したものです。1人1台端末の整備を通して、単にパソコンを整備した学習を進展させるだけでなく、これまでの教育実践とICTの融和を図ることにより教師及び児童・生徒の力を最大限に引き出すことを目指したものとなります。

新学習指導要領では、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善が求められております。1人1台端末を活用することにより、児童同士の学び合いによる知識や情報、自分の考えの発信を行う、いわゆるアウトプット型の授業が構築されることが求められています。また、1人1台端末の導入に伴い、個に応じた指導の充実や協働的な学びの実現など、一斉教授型の授業で終止せず、多様な学びへの転換が図られていくようになると考えております。

以上です。

○中村秀子議員

分かったような分からないような、今までだってアウトプットなんてしよったわけでしょう。話合いなんて、共有してって、やれていたわけですね。それが、パソコン1人1個のタブレットによって劇的に変わるんじゃないかなという期待と、今チューブで何億円ももうけている10歳の少年だとか、子どもたちはインターネットを通して未知の世界へどんどん進んでいっていますよね。そういうふうなことを後押しできるような教育環境についてはどのようにお考えでしょうか。

○出雲 誠学校教育課長

教育の環境ということですが、G I G Aスクールにつきましては、国のほうが2019年12月の閣議によってG I G Aスクール構想というのを盛り込まれました。その後、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴いまして、この構想が令和2年度までにということで前倒しになっております。本町も、9月の議会の補正予算に端末の整備を予算要求をいたしまして、急ピッチに今進めてきたところです。今やっとその端末の整備ができた段階で、これからいろいろなことの作業また管理指針などを決めていくようになります。

子どもたちが、例えば家庭でも使えるようなという話もございます。国のほうでは持ち帰りにつきまして、令和3年2月16日に萩生田文部科学大臣が一律にこうすべきだと国の指針を示すつもりはないが、各自治体向けには3月末までにQ&Aを用意し、

夏までに全体像を決めたいというふうに発言されております。

本町では、まだ持ち帰りについては今のところ考えておりませんが、持ち帰りが必要な場合には文部科学省が示す教育情報セキュリティポリシー等を参考に、管理指針を決めていきたいと考えております。

○中村秀子議員

パソコンというのは、ひねって何ぼ触って見つけること、教わって分かること以外に触って分かることのほうが大きいと思うんですよね。これから指針を考えるというようなことですが、遊び感覚で活用できるというのは、授業のときはできないと思うんですよ。休み時間だったり、放課後であったり、家庭であったり、遊びながら機器を使うというのが最大限の有効活用じゃないかなと思うんですよね。

今後活用について在り方、管理の在り方について考えていくということでしたので、どうか最大限子どもたちが触って触って、フィルタリングももちろんインターネットについてはかけられるというようなことをお聞きしておりますのでかけられると思いますので、変なところに行って請求が来るといふことさえなければ、触って故障を起こすとかというふうなことはいいんじゃないかなというふうに思います。かえって子どもたちは、SNSとかパソコンについては我々大人よりもうんと上を行くと思うんですよね。その力を持って、家にいるおじいちゃんやおばあちゃんにコーチできる、こがんとばするぎんた、このアイテムを使えばこうできるよというようなことを高齢者に対して機器の活用だとかそういうのも一緒に学べるいいチャンスが生まれるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、管理について先ほどのそういうふうなことを加味していただけるのかどうか、ちょっと確認をしていきます。

○出雲 誠学校教育課長

管理については、先ほども申しましたとおりこれから決めることとなりますが、GIGAスクール構想用に導入をしておりますパソコンは、壊れにくいという堅牢なパソコンというのが仕様になっております。しかしながら、機械が壊れることも想定していかなくてはいけないと思っております。例えば故意に壊したとかそういうところのルール決め、故意に壊した場合は児童・生徒の保護者に負担していただくよというふうなルール決めをすれば、そのルール決めをしたことを保護者の方にも周知する必要があります。そういうところを少しずつ詰めていって、運用について決めてきたいと考えております。

○中村秀子議員

運用について決める前に注文というかこうやったらいいなということで、もちろん宿題や学校だよりや学級通信や様々な連絡事項がパソコンの中に入れられる、今子どもたちが背中に教科書や何やかんやいっぱいからって重そうに來ている現状がありますよね。そういうふうなことで持ち帰ることができれば、少しは解消していくんじゃないかなというふうに思っております。中学生でも私が測ったらかばんが6キロありました。こがんとば持つてくるのは、真面目な子ほど全部入れてきますので大変な重

量になっております。私たちの議会でもそのようなことで資料がタブレットになれば軽くなってうれしかねというような話をしましたので、子どもたちもそういうふうな利点もあるんじゃないかなと思います。とにかく、先ほど申しましたように、これが入ればD X、デジタルトランスフォーメーションって言われてるんですけども、一気に社会の様子、コミュニケーションの在り方の様子も手軽になり、紙媒体ではなく地球環境に優しいような在り方も模索できるんじゃないかと思います。家に持ち帰らないということだけは極力寛大に考えていただいたほうがいいんじゃないかなというように申し添えておきたいと思います。答弁をお願いします。

○出雲 誠学校教育課長

今回G I G Aスクールに伴いまして、パソコンを1,960台導入しております。W i - F iモデルが1,390台、L T E、パソコン自体が通信機能を持つやつですけども、L T Eモデルが540台、L T Eモデルはどこでも使えるんですが、W i - F iモデルは各家庭にW i - F i環境がないと使用できないというところで、そういうところもどういうふうに運用していくかということもございます。こういうところも詰めながらそういう運用方針を決めたいと思いますが、何といたしまして昨年9月に補正予算を組んでやっと今導入できたという状況でございまして、今スタートラインに着いたという状況でございます。国の事業でもありますし、これから国の支援、それから県の教育委員会もいろんな支援を考えておられます。そういうところでも協議をしながら、どういうふうな運用がいいのかということも詰めていきたいと思っております。

○中村秀子議員

それでは、よろしく願いいたします。

ちょっと時間の関係ではしよりますが、次にスマートフォンについて質問いたします。

この3月から携帯料金が一気に値下げになりました。スマートフォンは今や生活に欠かせないアイテムになってます。今までは私もその利用料金の高さから子どもが持つにはふさわしくないと考えていましたが、様々なサービスが展開されると、早くからスマートフォンを使いこなし、賢く使うほうにシフトしていかなければならないんじゃないかなというふうに考えております。現在の小・中学生のスマートフォンの所持の状況について、資料を要求しておりましたので、その説明とともに状況についてお知らせください。

○宮崎泰仁主任指導主事

本町におけるスマートフォンの所有状況については、中村議員さんが資料請求され、配付した資料のとおりとなっております。

これは保持数ですけども、割合で言いますと、小学校1年生から学年別で順に14%、10%、11%、19%、23%、32%の児童が所持しており、小学校全体では18%の所持率となります。中学校では1年生から順に29%、40%、49%の生徒が自分用のスマートフォンを所持しており、中学校全体では39%の所持率となっております。

以上です。

○中村秀子議員

学校ごとに所持率を書いていただきましたけれども、現在の白石町全体としてのスマートフォンの取扱いについて、何か規定があったら教えてください。

○宮崎泰仁主任指導主事

令和2年8月31日付で白石町立学校における携帯電話、スマートフォンの取扱い等に関する基本的指導方針を定め、それに準じた取扱いを進めております。

方針としては、携帯電話、スマートフォンは学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への持込みについては原則禁止としております。ただ、緊急の連絡手段とせざるを得ない場合においては、保護者からの許可申請に応じ、例外的に持込みを認めることも考慮するよう定めております。

学校においては、情報モラルに関する指導を各教科にまたがって教育課程に反映させることが重要と考えております。学校内での必要性については、現時点で1人1台端末の導入もあり必要性はないと考えていますが、学校外や家庭での使用が広がっていくことも考えられることから、家庭や地域と連携した情報モラル教育の充実が求められていると考えております。

以上です。

○中村秀子議員

今のをまとめると、スマートフォンは持ってもいいけど、学習に要らないので学校には持ち込まないということですね。それで、パソコンが入るので、今までの取扱いの取決めでいいのではないかというようなことですね。

今まではそうでした。だけど、固い我々の頭を一回ゼロベースに戻す必要があるんじゃないかと今考えてて、私も以前はそういうふうにそがんとを持ってきたらせからしかったんですよ。いろんな問題が発生して、問題のほうばかりに気を取られて、持ってきたらいけないという指導に私も賛成しておりました。

ですけど、今の世の中変わってきてますよね。時代の変化は急速です。とにかくデジタルについてはいろんなことで変わってきて、スマホで得る情報だとかスマホの利便性がマイナーな部分よりも勝っているんじゃないかなというふうに考えております。それをいい方向に使うためには、先ほどおっしゃったように使い方について所持の仕方についての指導へ、そういうことで持ってくるなとか来ないだとかを一々学校で決めるような時代じゃなくなったんじゃないかなというふうに思っているんですけども、今後のスマートフォンに関するルールの変化の必要性についてどのように認識しているのでしょうか。

○宮崎泰仁主任指導主事

先ほどスマートフォンの使用に関する指導方針を簡単に述べましたがけれども、今のところはルールの変化の必要性については、今の形に準じた形での運用を考えており

ます。1人1台パソコン端末の導入や通信環境の整備に伴い、授業等での調べ学習、また協働学習、発表、シェアについても十分にそれで活用ができるものと考えております。また、登下校等での例えば親への連絡といったことについては、現在のところ必要性に応じた対応を図るように定められておりますので、現状ではこの方針での取扱いを進めていきたいと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

それで、現状では今までどおりというようなことを考えていらっしゃる、変える必要は考えてないというようなことですね。

これから、こういう時代の変化になってほとんど世の中がスマホによって動いていく、この前の選挙もそう、スマホのSNSの影響だとかいろいろな情報をスマホから得るといような世の中になってきている状況においても指導は変わる必要はないと、それでいいのかなというふうに思っているところです。

大人がもうちょっと柔らかい考え方で、持って来いとはもちろん言う必要はないんですけど、決めたら先生たちは、あんた持って来とうやん、いかんやんねと言って取り上げて、自分が保管して帰りに返したりだとか、割と結構真面目に見つからんようにしとうとを見つけたらどがんすつかというふうなことで、何か指導がくだらないと言ったらなんですけど、必要かもしれませんけれども、そんなところに注意をしなければいけないような指導を一挙に無くしてしまってもいいんじゃないかなと。鉛筆やノートを持ってくるような感覚でスマホもある時代なのかなというふうに、今はまだ過渡期ですからそういうのは受け入れがたいところもありますけれども。

世の中というのはこれから、今我々だってスマホがなかったら取りに帰るくらいに鉛筆やノートあるいは腕時計、そういうものと同じようなものになってきていると思います。何年前かは、あの人電話のあるのに携帯電話で電話しよらすって言ったのがほんの10年前ですよ。それが今はそういうふうな状況になっているということを、世の中とっても変わってきているということ、先ほどの農業技術も変わってきておりますけれども、世の中の流れというのも少しずつ、徐々に結構かと思っておりますけど、変える必要があるんじゃないかと思っておりますけれども。教育長、どうでしょうか、あと1分しかありませんが。

○北村喜久次教育長

スマホの御質問です。

先ほどからGIGAスクールの導入のことで係のほうから答弁をしておりますけども、スマホも含めましてコンピューター等を使って我々が子どもたちに今努めてしなきゃならないのは、子どもたちが活躍する社会というのは間違いなくICT、IoTが不可欠の社会です。その中で子どもたちが適切、安全に使いこなせるような、いわゆるネットリテラシーというか、使い方、スキル、技術、そういったいわゆる情報活用能力というのをしっかりと身につけさせなければなりません。そういう役目があります。

ただ、スマホのことについては、確かに通信機能、検索機能、辞書機能、まさに小さなコンピューターですけど、今のところこれを学校で扱うという余裕がないというのが現実だと思うんですね。だから、今後一切ということはないと思います。子どもたちの情報活用能力がさらに進めば、あるいは使い方のマナー等が一段と進めば、今言ってるようなことは一切触れなくてという状況も来るかとは思いますが、現状は今のところ厳しいかなと思っております。

○中村秀子議員

これで一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

以上で中村議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時40分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。吉岡英允議員。

○吉岡英允議員

議長の許可を得ましたので、通告書とおりに大きく2項目について一般質問をさせていただきますと思います。

まず第1項目めには、災害の少ないまちづくりについてお尋ねをしたいと思います。

この質問は、一昨年佐賀豪雨災害を受け、令和元年12月議会において浸水災害に強いまちづくりについての質問に続いての質問でございます。

新聞報道によりますと、町長の3期目の今後の方針として、まちの活性化と安全・安心なまちづくりに力を入れたいと報道がなされており、安全・安心なまちづくりに関しては、減災、防災のために治水対策にも取り組みたい、低平地の浸水対策だけではなく、海岸部の塩害被害をなくす対策も検討しなければならないと語られております。また、違う新聞報道によりますと、活性化と災害対策強化という見出しで水害対応では農業用水路から事前排水の規模拡大へ、干拓地の調整池を經由して有明海に排水する水量を増やす方針を示したと報道がなされておりました。

それを踏まえて1点目の質問として、令和元年8月佐賀豪雨では、本町及び近隣市町においては甚大な災害が発生をいたしました。また、昨年7月6日には大雨特別警報が発表され、本町も町内全域の世帯に対して避難指示が発表されました。近年、地球規模の気候変動に伴い、出水期には豪雨災害が発生する頻度が非常に高くなってきております。今年も出水期を迎えるに当たり、治水対策には万全を期しておくことが重要であります。昨年までの対応を踏まえ、どのような治水対策を講じていく考えであるのかをお尋ねをいたします。

○喜多忠則建設課長

近年気候変動の影響により、日本全国各地では毎年のように想定を超える自然災害が発生しております。

本町におきましては低平地のため水はけが悪く、排水が難しい白石平野部において水害のリスクを軽減する対策といたしましては、有明海の潮の干満の影響を受けやすい河川のためポンプでの強制排水は必要不可欠でございますが、排水機場のポンプ設備などの安定的な稼働のための点検整備の実施をこれまでと同様に確実に行ってまいります。

また、梅雨前に上流、下流域の地域間の連携や意識統一を図るため毎年地域ごとに排水調整委員会を開催しておりますが、この会議の中で上流、下流の操作委員さんに連絡を取り合ってもらいながら、各水路ごとの排水調整を今後もお願いしてまいりたいと考えております。

あわせまして、昨年は延べ22回の行政放送をいたしましたが、これまで同様内水被害の軽減を図るため、河川や水路の事前排水の徹底を呼びかけながら、大雨時の一時貯留として水路内のポケットの十分な確保をお願いすることが第一の対策であると考えており、これら大雨に備えた対策を講じ、防災と減災に努めてまいりたいと思っております。

さらに、これらの対策に併せ、内水被害の拡大の抑止や浸水の継続時間の短縮への課題、また町内の局所では大雨時に道路の冠水や宅地の浸水が常態化している地域の対応などを考えていかなければならないと思っております。これからは、六角川や塩田川の主要河川への排水のほかにも直接、間接的に有明海に排水できないかなど、圃場整備後からの現在の排水状況や排水体系、また河川流域範囲など水利体系を再度検証しまして、気候変動による降雨量の増加等に伴う水災害リスクの増大に備え、河川流域全体のあらゆる関係者が共同し、流域全体で水害を軽減させる対策としての流域治水による治水対策についても議論や検討を行ってまいります。

詳しくは、昨年から引き続き白石、江北、大町3町による六角川水系等における治水対策等に関する意見交換会や本年から杵藤圏域二級河川水系流域治水協議会を通じて、流域全体で水害を軽減させる治水対策、いわゆる流域治水を計画的に推進するための協議、情報共有を図っていきたいと考えております。

さらには、佐賀県が流域治水対策推進事業を来年度からの新規事業として取り組むとして、ため池やクリーク等の活用による流域治水対策の推進、市町等による流域治水対策検討への支援、また市町等による流域治水対策モデル事業への支援が掲げられておりますので、本町もこのような事業に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

今るる説明を受けましたけども、何か難しそうがよく分からんやっただすけども、まずもって町長にお聞きしたいと思えます。

町長は、先ほど申しましたとおり、今後の方針として水害対策で事前排水の規模拡

大をするというふうなことでうたわれております。これも、当町は園芸施設もかなり多ございまして、事前排水の規模拡大にも問題があるかなと思いますので、そこら辺のお考えと、また干拓地の調整池を経由して排水をするという手段をどう考えてあるのかお聞きしたいと思います。

○田島健一町長

吉岡議員の事前排水のお話と園芸農家との関係ということでございました。

まずもって、事前排水の規模拡大という言葉が私を使っているということでございましたけども、これについては内水被害を軽減する目的で、今日では气象台による大雨予想、これが発表された場合には雨が降り出す前に事前に河川や水路の事前排水をしてくださいという呼びかけをしておるところでございます。これは、大雨時の一時貯留ができるように水路を空けておくということで、断面確保のお願いをしてるところでございます。このような事前排水の取り組みというのは、国や県からも評価をいただいております、町内のほとんどの地域で御協力をいただいております。

しかしながら、地区によっては事前排水をしてしまうと後で水の来るやろうかという怖さとか心配ということがあるということで、町内で100%これに取り組んでいないところが見受けられますので、そのような心配はないよというところを説明しながら全町的にやっていかなければいけないというふうに私は思っているところがございます。

また、施設園芸との絡みでございましたけども、一般的に事前排水を行うというのは、先ほども言いましたように大雨が予想される前日、または前々日に事前排水の御協力をお願いするものでございます。水稻については冠水といたしましてもあまり影響はないものかと思っておりますけれども、野菜や施設園芸につきましては1回の冠水でもその植物が駄目になってしまうというものでございますので、特に施設園芸の方々には御理解がいただけるものじゃないかなと、逆に私はそう思っております。

そしてもう一つ、新拓の調整池の話もありましたよね。

本町の重要な排水対策といたしましては、六角川とか塩田川に内水を出すということがありますけれども、それと併せて有明海に出していくというのもあるかというふうに思います。白石町の地理的特性を生かして、直接有明海に排水するというのがいいんじゃないかなと私は思っております。その手段の一つとして新拓に有明貯水池というのがあってございますけども、これに一時的に雨水を貯留して干潮時に排水するという調整池的な機能もできるんじゃないかなというところで検討をさせていただいてるところでございます。

このためには、有明貯水池を現在利用されていらっしゃる方の御協力もいただかなければならないわけでございますけども、協力いただければ事前に下げるということも大きな効果があるんじゃないかなというふうに思います。そのためには、有明貯水池に入ってくる水、例えば有明水路から調整池に結ぶ水路といいますか、昔の名前では満江川という河川があったらしいんですけども、現在では地沈水路となっておりますけども、こういった水路を改修することが必要になろうかというふうに思います。

先ほど言いましたように、こういった話をするにしてもまずもって地元の人たち、利用者の人たちとのお話合い、調整をさせていただかねばなりませんけれども、併せて先ほど課長も答弁をいたしましたけれども、県としても流域治水といいますか、流域全体で治水対策を考えようということで令和3年度においてはいろんな検討をしていくということでございますので、その中にぜひとも白石町からもいろいろと問題提起をさせていただいて、協議検討をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

私も、六角川は天井川でございますので、六角川に出すんじゃなくて有明海のほうに直接排水できればという町長と同じ考えを持っておりますので、なるだけその方向で進めていただきたいと思いますと思う次第であります。

続いて、2点目の質問に行きますけれども、災害が発生したときの避難準備・高齢者等避難開始の発令から避難指示レベルまで町民はどのような行動を取るべきか、またその理解は深まっているのかをお尋ねをいたします。

○千布一夫総務課長

避難情報につきましては、災害対策基本法に基づきまして、災害の事象の発生時には市町村長の判断により発令するものでございます。町が発令する情報として避難準備・高齢者等避難開始、それから避難勧告、そして避難指示とございます。避難準備情報から避難勧告、避難指示と徐々に強い発令となりまして、まず避難準備情報が発令された場合は、高齢者や障がいをお持ちの方など、避難に時間がかかる方は避難を始めてくださいという発令でございます。避難勧告、避難指示については、対象地区全員が速やかに避難してくださいという発令となり、その時々災害事象により発令する地区や発令レベル等を判断し発令をいたしております。

避難情報に対する住民理解についての御質問でございますが、住民の皆さんがどれくらい理解が深まっているのか分かりかねますが、平成30年7月の豪雨を教訓に、住民の皆さんが避難情報の意味を直感的に理解しやすく、適切な行動を取っていただけるように内閣府の避難勧告等に関するガイドラインが改正されまして、平成31年度からは5段階の警戒レベルでお知らせするよう変更されております。改正に伴いまして、チラシの全戸配布や出水期前に広報紙での周知を行うほか地区への出前講座で説明を行うなど、避難情報、防災情報についての周知と啓発を行っているところでございます。

なお、今月の5日でございますが、災害対策基本法の改正案が閣議決定をされておりまして、先ほど御説明いたしました避難情報についての改正が予定されております。今回の主な改正点は、避難勧告と避難指示を一本化し避難指示とすること、また避難準備・高齢者等避難開始を高齢者等避難へと名称を変更するという内容になっております。本年の梅雨時期からの運用を目指すということでございます。詳細が分かり次第、早急に周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

そしたら、防災に対する意識向上に向け、町は私たち住民にどのような指導をしているのかをお尋ねをいたします。

○千布一夫総務課長

近年毎年のように全国各地で大きな災害が発生しており、本町においては令和元年の8月豪雨による大規模な家屋浸水、それから山間部の土砂災害など、町内でも多くの被害が発生いたしました。昨年は台風9号、10号の接近によりまして、人口比の割合では県内最多の2,000名近い避難もあっております。昨年の避難者数だけを見ましても、町民の個々の防災意識というものが近年飛躍的な高まりを見せていると実感をいたしております。

また、共助の要である自主防災組織につきましても、ここ3年間で13地区が新たに組織結成をされております。我々防災行政への職務で重要視されるのは、いかにして町民の皆さんに防災に関心を持っていただくか、また防災意識を高めていただくかということではないかと思っております。

その防災意識の高まりから、自助である早期避難や共助である隣近所への声かけ、それから地域避難所の開設などの身を守る行動につながっていくというのが一番の理想ではないかというふうに考えております。町といたしましても、広報紙やホームページへの掲載それから出前講座など、様々な機会を利用して防災に関心を持っていただけるような取り組みを考えながら防災意識の醸成を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

そしたら、また質問します。

災害発生時、高齢者の移動手段をどのように考えておられるかをお尋ねします。

○千布一夫総務課長

高齢者の移動手段についてでございますが、高齢者の避難所までの移動手段につきましては、平成27年に白石町コミュニティタクシー協同組合と災害時における緊急輸送に関する協定を締結いたしてございまして、その協定に基づきまして、交通手段をお持ちでない方が避難を希望される場合にはタクシーでの送迎を行っております。それから、災害時には社会福祉協議会より車椅子リフト付きの福祉車両を借用いたしまして、町職員による送迎体制も取っております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

高齢者の世帯あるいは独居老人の方にはどのような指導をしているのか、また把握

はできてるのかをお尋ねをいたします。

○武富 健長寿社会課長

高齢者世帯あるいは独居老人の方への指導という御質問でございますが、長寿社会課といたしまして現在行っておりますのは、総務課の防災担当と連携いたしまして、老人会や民生委員会の際に出前講座として防災に関するお話をさせていただいております。また、地区の民生委員さんによります日頃の高齢者の見守り活動といたしまして、防災に関しても注意をお願いしてるところでございます。

それから、把握についてなんですけど、主に65歳以上の独り暮らしあるいは高齢者世帯を対象といたしまして避難行動要支援者名簿を作成いたしまして、各地区の民生委員さんと情報を共有しております。そして、毎年名簿の情報の更新を行うため民生委員さんに調査を依頼しており、常に新しい情報を共有できるように努めているところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

そしたらまた、携帯等を持たない方の連絡手段、また安否確認をどうしておられるのかお尋ねをいたします。

○武富 健長寿社会課長

連絡手段、安否確認の方法についてでございますけれど、災害が予測される場合に避難所または自主避難所が設置される際につきましては町から各地区の民生委員さんのほうに避難所設置の連絡を行いまして、情報が必要な方に対して連絡をしていただいております。連絡に際しては、避難行動要支援者名簿を基に電話や必要に応じ訪問による連絡をしていただいております。

○吉岡英允議員

そしたらまた、今まで避難所を開設されておりましたけども、避難所での対応について避難された方よりの苦情、要望等が出ていないのか、またもしあったならばどのようなことがあり、対処をどうされたのかをお聞かせ願いたいと思います。

○千布一夫総務課長

昨年9月の台風10号接近に伴いまして、町内10か所の避難所を開設しまして約2,000名の避難があったところでございますが、コロナ禍での感染拡大防止対策、それからこれまでを大きく上回る避難者への対応ということもございまして、避難された方には大変御不便をおかけしたことも多くあったのではないかと思います。そのような中で避難者から生の声を聞くことができ、今後の避難所運営において検討すべき多くの課題が浮き彫りになったところでございます。

まず、避難所へ来場された際の受付方法の検討でございます。コロナ対策で検温それから問診など受付時に聞き取る内容も多くなりまして、多くの会場が混雑し、並び

順などトラブルも発生いたしました。今年度の補正予算でサーモグラフィカメラを導入いたしました。今後は受付方法などスムーズな受付、それから入所ができるよう検討してまいりたいというふうに考えております。また、今回は初めて避難される方も多かったためか、避難所の基本的な利用に関する苦情やトラブルも多くありました。避難所利用における基本的なマナー等について避難所内外に大きくそのマナーについて表示するなど、対応を考えております。ほかにも、お子様連れや障がいをお持ちの方、それから高齢者への対応や個別スペースの確保についても検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

今言われたことをよく今後の避難所の対応として検討をしてください。よろしくお願いいたします。

それと、ここにですけれども、2月24日付の新聞報道がございます。ちょっと読ませていただきます。

避難所経験なしが8割というふうなことで大見出しを打っております。嬉野市塩田町民生児童委員協議会が町内の独り暮らしの後期高齢者を対象に災害時の避難についてアンケート調査を行ったところ、約8割の人が避難勧告、指示が出た際、避難所を利用していないと回答をしたというふうなことであります。移動手段がないことが主な理由というふうなことで、災害弱者の安全確保の課題が浮き彫りになったというふうな記事であります。

この中でずっと書いてありますけれども、一番最後の付近ですけれども、市は要介護者や障がい者支援を必要とする人について個別避難計画の作成をケアマネジャーの協力を得て進めていると。誰の支援を受けてどこに避難するかを明記したもので、現時点で対象者の約半分に当たる人が作成済みというふうな記事でありますけれども、このようなアンケート調査は我が町については行っておられるかどうかをお尋ねいたします。

○武富 健長寿社会課長

先ほど議員御紹介いただきました嬉野市の塩田町民生児童委員協議会が実施したような災害時の避難についてのアンケートという部分については、これまで実施はしておりません。ただ、先ほど申し上げましたように毎年避難行動要支援者名簿の情報更新を行うため、各地区の民生委員さんに避難に必要な情報の調査をしていただいているという現状でございます。

○吉岡英允議員

そうしたところ、3月10日付のまた新聞なんですけれども、災害時の要支援避難の個別計画の策定ですけれども、白石町はパーセントでいいますと67.9%というふうなことで策定ができているというふうなことなんですけれども、その避難支援者の欄には支援者を書くところがあるようなんですけれども、消防団員の部長の名前を書いてあるというふうなことでございますので、そこら辺も今後こういう避難計画を策定されるとき

には実際避難するときは地域の住民さんが支援する方と思いますので、その辺もよく考えてお願いしたいということを申し添えまして、次に2項目めの質問に行きたいと思います。

人口減少の問題と若者の定住促進についてであります。

これも町長の3期目の今後の方針として、人を引きつけ、町を活性化と大きく新聞報道がなされております。町長の考えは道の駅のPRに力を入れ、交流人口を増やし、町の活性化を図るお考えがあられるようですが、本町にとっては交流人口も最も大事でしょうが、定住人口を増やすということが私は最も大事なことでと考えております。将来を担う子どもたちや孫たちが白石町に生まれ、住んでよかったと言えるような大きな施策と考えております。

また、ここに3月1日付の新聞報道を引用させていただきますと、新聞報道の社説の欄ですけれども、結婚支援へ有効な施策が要するというふうなことで、出生数の減少と急速な少子化に手をこまねてはられない。出生数の減少を食い止めるためにも、まずは若者が安心して結婚できるように効果的な施策を講じていくことが大切であるというふうな記事であります。これは、政府が果たすべき役割は若者が経済的な理由で結婚や出産をためらうことがないよう、生活の基盤を安定させることであるというふうなことで書かれております。仕事に役立つ知識や技術を習得しやすくし、安定した雇用を広げることが重要だ。若い世代が住みやすい良質な住宅を確保することも有効だろうというふうなことであります。若者が将来に希望を持てるように国と自治体は工夫を重ねてもらいたいというふうな社説を載せてありました。

そこで、1点目の質問ですけれども、平成17年1月の新白石町誕生から16年後の令和2年12月末までに約4,600人も人口が減少をしております。白石町人口ビジョンの分析では、あと8年ほどで2万人を割り込む推計となっております。これ以上加速的に人口減少が進むと、町の将来展望も描けません。人口問題に関する個別計画としてまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をされておりますけれども、その具体的な施策と将来展望について、まずはお聞かせを願いたいと思います。

○木須英喜総合戦略課長

第2期白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらは令和3年1月に策定をいたしました。その具体的な施策につきましては、1つ目、若者が安心して働ける場をつくる、2つ目、白石への新しい人の流れをつくる、3つ目、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4つ目、まちに活力をもたらし地域をみんなで盛り上げる。この4つの基本目標を設定いたしまして、この中で個々の具体的な施策に取り組むということにしております。

まず、1つ目ですが、若者が安心して働ける場をつくる。こちらにおいては、企業誘致のための候補地の確保、それから農業塾をはじめとした新規就農者及び農業後継者の育成と確保、それから新規事業へチャレンジする人への支援、産学官連携を推進し、白石町に愛着を持つ取り組みを進めてまいります。

次に、白石への新しい人の流れをつくるでは、道の駅を中心としまして農産物、観光等の情報発信を行っていきます。また、空き家・空き地バンク制度を引き続き実施

し、移住者の確保に努めます。加えて、魅力あるコンテンツとして観光資源の開発等を図っていきたいと考えております。

3つ目の目標、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。こちらでは、これまで実施してきておりました婚活サポート事業に加えまして結婚新生活支援事業の実施、出産支援、子育て支援など、これまで行ってきた事業を幅広く実施していきたいと考えております。また、教育環境の整備として学校再編などの取り組みを進めていきます。

最後に、4つ目のまちに活力をもたらし地域をみんなで盛り上げるでは、町民協働によるまちづくり、これを進めるために地域づくり協議会、自主防災組織の設立支援、女性団体の設立やネットワークづくりを支援していきます。

第2期総合戦略の実行により、住みたいまち、住みやすいまちと感じていただけるような白石町にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

る説明をありがとうございました。

第2期総合戦略において、移住・定住の数値目標としまして5年間で80人は増やしますよというふうなことでうたわれておりますけども、その根拠と80人増えた場合の影響額は幾らなのかお尋ねをいたします。

○木須英喜総合戦略課長

移住・定住者の数値目標、5年間で80人ということですが、この数値目標に関しましては、白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略における具体的な施策の実行により達成すべき目標と位置づけ、空き家・空き地バンク事業などの実施による数値目標でありまして、これにつきましては1世帯2人が8世帯掛ける策定期間の5年間ということでは80名という数値目標を計上いたしております。

それから、影響額ということですが、総合戦略のほうでは特段影響額というふうな算定の仕方はしておりません。あくまでも目標という形で記載をしておりますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

全国的な傾向としましては、地方の人口減少、それから過疎地域では特に少子・高齢化が顕著であるというふうに考えております。このようなことから地方創生がうたわれ、白石町でも総合戦略、こちらのほうを策定いたしまして、人口ビジョンにありますような予測される人口減少のスピードをいかに緩やかにしていくか、こういったことが重要であるというふうに考えております。少しずつでも個々の目標、具体的な施策を実行していきまして、総合的には先ほど申しました白石町に住んでよかったと感じていただけるような施策の展開が必要だというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

数値目標の80人が大事で、影響額はあんまり考えてないというふうな答弁でござい

ました。

それではまた、質問を変えて聞きたいと思えますけども、総合戦略において、また観光入り込み客数を令和元年は35万1,465人と、また5年後の令和6年には38万6,600人と5年間で3万5,135人の増加を見越して掲げられておりますけども、その影響額、これは観光ですのである程度影響額は出せるんじゃないかなと思えますけども、そこら辺をお尋ねをいたします。

○木須英喜総合戦略課長

この観光入り込み客数ですが、これにつきましては令和元年の主要な町内の観光地点、こちらの客数を35万1,465人、こちらの数字の約1.1倍、1割増しということで見込んでおります。これによって5年後の令和6年の数値目標を38万6,600人というふうに設定をしました。各地点の販売売上額もそれだけ客数が増えますと1割増しということで増えるだろうということで、比較しますとおおよそ約5,000万円ほどの影響があるものというふうに推測をいたしております。

以上です。

○吉岡英允議員

分かりました。

そして、16年間で人口が4,600人減っているという現実がございますけども、集合税等の税収に対する影響額はいかほどなんでしょうかお尋ねします。

○久原浩文税務課長

お答えをいたします。

個人町民税の税収の状況につきましては、平成20年度で8億1,714万1,000円、25年度8億7,262万7,000円、30年度8億4,673万5,000円、昨年令和元年度では8億5,417万5,000円と、毎年8億円台で上下する税収実績でございます。

これは、個人町民税の税収につきましては所得額が影響をしますので、景気がよく給与所得者の給与が上がったり、商工業者の収益が増えたり、基幹産業である農産物販売価格の上昇やノリ等の販売価格の上昇等により農業所得や営業所得が増えれば当然税収は増収になり、逆に景気が悪くなったり、農産物やノリの販売価格が下落したら税収は減収になりますので、議員御質問の人口減少に伴う税収の影響額は算出できませんが、先ほど申し上げた景気等の動向を考えずに今後人口減少に伴い所得額に影響する働き手である労働力人口が減少していくことになれば、当然税収に影響が出てくるものと考えます。

○吉岡英允議員

私は4,600人も減ってるんだったら税収に影響があるかなということでお聞きをしましたが、今のところ影響は顕著には出てないというふうなお答えでございました。

そしたら、次の定住促進についてなんですけども、ここにボードを用意してきまし

た。これは、嬉野市の観光商工課と嬉野市の商工会のコラボによって嬉野市民及び嬉野市勤務者のみを対象として嬉野吉田鍋セットというふうな販売をするという企画であります。説明しますと、嬉野市では新たな食文化として創出した肥前吉田焼の鍋を利用した鍋料理、嬉野吉田鍋を普及させることで、コロナ禍で厳しい製陶業や食品卸業の支援を行うこととともに自宅でも感染症対策を図るべく鍋を用意したというふうなことであります。

私が言いたいのは、嬉野の鍋も吉田焼でできております。そして、食材も嬉野産です。また、販売するところも嬉野市の飲食店とか旅館とか小売店とか19店舗でこれは全部されております。これも一つの定住促進策じゃないかなと思う次第で紹介をしますけども、私がなぜこれを申し上げたかといいますと、本町にも嬉野市の職員に引けを取らない優秀な人材、職員がいらっしやると思います。役場職員一人一人がアイデアマンであり、町民に対するセールスマンにならばいかんかなと考えております。もっと本町職員に対する意識改革を行うことで若者の定住促進にもつながっていくと考えておりますけども、執行部のお考えをお尋ねをいたします。

○千布一夫総務課長

職員の意識改革についての御質問でありますので、私のほうから答弁をいたします。

議員おっしゃるとおり役場職員一人一人がアイデアマン、セールスマンという部分につきましては大いに共感するところでありまして、こうしたことについては日頃から町長からも何事にも積極果敢にチャレンジ精神を持って取り組むように訓示等もあっております。

先ほどの嬉野市の例もそうですが、役場と役場以外の連携によってよりよいまちづくりにつなげていくという部分は、役場の仕事のあらゆるところに可能性を秘めていると思っております。今後も様々な分野で情報収集に努めていきながら、また職員研修等につきましても各課の仕事に関連した研修だけではなく魅力的なまちづくりにつながるような様々な研修もございますので、こういったものの紹介も引き続き行っていながら職員のチャレンジ精神をかき立てる仕組みづくりにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、今現在職員提案制度というものもございまして、自分の所属の関係分野に限らず、広くアイデアを募集する手段として今後も活用してまいりたいと考えております。その上で、何らかの有効なアイデア等があれば、庁議等で議論を重ねて有効な予算立てなどを含めて町一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

では、持込み資料の1を見てください。

議員の皆さんのところに配付をされておるとは思いますけども、これは本町とお隣の江北町の人口推計表でございます。今年が2021年でありますので、見やすいように2020年を基準として見ていきたいと思っております。

上段のほうは、2020年の白石町の人口は2万2,245人で、江北町は9,523人でありま
す。共に10年前を比較してみます。白石町は2万5,607人で、江北町は9,515人であり
ます。白石町は362人の減に対しまして、江北町はほぼ横ばいの9,523人でプラス8人
であります。さらに20年前に遡りますと、白石町は2万8,393人で、現在の2万
2,245人を引きますと6,148人の減であるのに対し、江北町は9,584人から9,523人を引
きますと61人の減にとどまっているということがこの表からは言えます。

それともう一つ、年齢層も比較してみたいと思います。

緑がゼロから14歳でございます。だいたい15歳から64歳、65歳以上の方が青とい
うふうなことで色分けをされておりますけども、今注目しなければならない点はだい
だいの生産年齢層でございます。本町は減少の一途をたどっておりますけども、江北
町はほぼ横ばいであることと、ゼロから14歳の年齢層に関しても、本町は減少の一途
でありますのに対し江北町はほぼ横ばいであると、この表から言えます。

2つのことを今申し上げましたけども、それに対して何が言えるか、執行部のほう
に感想をお尋ねしたいと思います。

○木須英喜総合戦略課長

まず、1点目でございますが、江北と白石町の違いということでございます。一般
的な回答になってしまうかと思いますが、考えられるのは、まずJR特急等の停車駅
として肥前山口がありまして、なおかつその周辺の国道34号線バイパスのほうでは大
型商業施設、こういったものがたくさんございます。あとそれから、周辺につきまし
ては民間事業者等によりまして宅地開発に伴う分譲宅地や賃貸住宅の増加、こうい
ったことが考えられると思います。

それから次に、年齢層の人口推移の比較からということでございますが、白石町と
江北と比べましたところ、白石町よりも江北は比較的緩やか、白石町はある程度下
がってきておりますが、江北町はそんな波が緩やかな曲線となっている減少傾向だとい
うふうに思われます。また、生産年齢層にはおおよそ子育て世代が含まれております
ので、これに関わりまして年少人口の減少も抑制されて、結果高齢化率の上昇も抑制
されているというふうになるんじゃないかと考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

そしたら、次の持込み資料2を見てもらっていいでしょうか。

これは、また江北町と白石の比較表でございますけども、これは製造業の動向表で、
企業で働く従業員数の推移表であります。これは2018年しか数字がありませんので約
ですけども、本町は人口の約3.2%が製造業で従業員として働いておられます。それ
と比較しまして江北町なんですけども、江北町のほうは約9.9%、2018年の947人を人
口で割りますと9.9というふうな数字が出ます。江北町の方に関しては町内人口の約
1割の方が製造業での従業員として働いておられることが歴然と分かりますけども、
ということは町内に働く場があるというふうなことですもんね。この表を見られて執
行部の感想をお尋ねいたします。

○木須英喜総合戦略課長

白石町と江北町では、若干の就業構造の違いがあると認識をしております。グラフのほうにはありませんが、両町とも就業人口が一番多いのは第3次産業ですが、2番目に多いのが江北は第2次産業、白石町は第1次産業というふうになっております。御存じのとおり、白石町は第1次産業を基幹産業と位置づけまして、これまで様々な支援や従事者の確保などを図ってまいっております。その結果がこちらのほうに表れてるのかなというふうに感じております。

ただ、今後につきましては、議員おっしゃられたとおり第1次産業だけではなく様々な業種で働く人たちに住んでいただきたいというふうに考えておりますので、そういうふうな施策、企業誘致、雇用の場の創出等を今後も図っていききたいと思っております。

以上です。

○吉岡英允議員

時間がもうございませんので、2点目の質問に行きます。

子どもたちの数の減少により、令和6年には中学校の統合再編があり3校が1校となり、令和8年には新たな有明小学校が開校し、令和10年には白石地域4校と福富地域の1校が統合再編の答申案が出されておる現実がございます。

そこで、小・中学校の統合再編が進むことにより、学校用地や校舎など遊休資産を有効に生かしていくことが望まれます。若者の定住促進や企業誘致、地場産業の育成などに活用することが必要と考えますけども、町の方針についてお尋ねをいたします。簡潔にお願いいたします。

○木須英喜総合戦略課長

公共施設の再編を進める中で不要となった遊休資産を有効に活用していくということは、今現在の厳しい財政状況を考えますと、非常に重要なことだというふうに考えております。

新たな土地を取得して公共施設を整備する際には多額の費用を必要とすることから、現存する遊休資産等を活用しながら幅広い観点から慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○吉岡英允議員

次に、企画財政課のほうから出していただいた資料を見てもらうてよかでしょうか。

財産に関する調書というふうなことで出していただいております。この中で注目したいのは、学校の土地の面積が25万9,224平米ございますけども、その中で次の2ページを見てもらうてよかでしょうか。

2ページ目には、学校用地の明細を出していただいております。その中で私が住んでいる地元、白石小学校を例として挙げてみたいと思っておりますけども、用地は2万7,619平米ございまして、その面積から住宅地として分譲した場合の道路とか緑地帯

の部分の約2割を除きますと、2万2,095平米でございます。坪に直しますと6,695坪ございまして、約100坪の住宅地とした場合、67区画の分譲地ができます。仮に分譲地に町外から1世帯2名の移住者に来ていただいた場合は、134名の本町の住民が増えることとなります。また、旧白石町役場跡地が分譲されたときのように、購入される方にとっての付加価値をつけて募集をかける手だてもございます。

このような定住促進策について、今後のことですが、執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

○木須英喜総合戦略課長

住宅の分譲につきましては、直近では平成24年に旧白石役場の白石支所、こちらの跡地を分譲いたしております。そのときには販売促進策としていろんな制度、付加価値をつけて販売をしたところですが、こういったことから、若い世代の方の入居も数多くありましたことから、効果的な販売促進策だったのかなというふうに考えております。

今後発生する跡地を活用した宅地分譲の際には議員おっしゃられるように付加価値をつけてということでございますが、若い世代等への子育て支援等も考えながら限られた財源の中で有効的な支援策ができるように検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

有効利用をよく検討していただいて、一人でも多くの移住者が増えるように手だてをしていただきたいものだと思います。

もう一つ提案ですけれども、学校用地または施設を有効利用する手だてとして、本町には佐賀県においては数少ない農業高校がございまして、そこに注目して、空き校舎の有効利用とし、農業関連の研究施設とかそういうふうにするのもよいと考えますけれども、そこもどうかお尋ねをいたします。

○木須英喜総合戦略課長

第1期の総合戦略の中で、2期も同じくですが、企業や教育機関の移転の誘致という雇用の確保という項がありまして、その中に具体的な施策として農業系などの教育、研究開発機関を誘致しますとうたっております。創生推進会議からは、この目標が具体的には達成できていないが、地道な取り組みが必要だということで評価をいただいております。このことから、第2期の総合戦略では一歩進めまして、企業誘致のための候補地の確保を1か所という具体的な数値目標を掲げております。

議員御提案の農業関連の施設を誘致または開設するというようなことは、このことに十分合致いたしまして、雇用創出の面からも非常に有効であるというふうに考えております。今後予定されております公共施設等の再編による跡地の利活用、有効活用の中で、先ほど申されました学校等の誘致も含めまして総合的に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

今後、地元からの雇用を含め誘致に努めていただきたいというふうなことを申し上げます。

時間もございませんので、最後に町長にお尋ねをいたします。

町の魅力を紹介するには、子育てしやすい環境と働く場の確保は絶対条件であると思います。定住促進及び企業誘致は必ず推進をしていかないと、町は衰弱していつてしまうと私は考えております。

そこで、新たに定住促進、企業誘致に特化した課の創設をすることにより町全体を挙げて応援体制ができるのではないかと考えますので、新たな課の設置を含め、町長の人口減少問題と若者の定住促進についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○田島健一町長

これについては、昨年4月1日付で実施をいたしました機構改革におきまして、町長が指定する重点施策や地方創生の推進部門として新たに総合戦略課を創設したところでございます。そして、定住促進及び企業誘致に関することにつきましては、総合戦略課内に新設をいたしました重点プロジェクト係におきまして取り組んでいるところでございます。

今回の私の選挙の公約の中にも書かせていただいておりますけれども、本町の活性化を図っていくためには、まず働ける場をつくる、そのためには企業誘致、そして白石へ人の流れをつくる、そのためには定住促進の取り組みが不可欠であると。私も議員も同じ思いではないかというふうに思います。本町の重点施策として位置づけております。今後も総合戦略課を中心といたしまして積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

町長と思いは私も一緒でございます。課の設置のことについてなんですけれども、まずもって町民さんが思われて、総合戦略って言っても何か堅苦しかけん、ぴんってこんですもんね。それで、定住促進とか企業誘致課とかにすれば、普通町民さんがこうした特化した課のあるばいねって、総合戦略って言われてもちょっとぴんってこんけんが、括弧書きしてもよかけんが、書いてもらえば分かりやすいんじゃないかなと思う次第であります。

それともう一つ、学校誘致、学校施設の土地が物すごくございますので、そこに企業誘致、また分譲、いろいろるる一緒になって考えていつて、町の発展のため皆さんのため頑張っていくたいと思ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

14時13分 休憩

14時35分 再開

○片淵栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。友田香将雄議員。

○友田香将雄議員

議員番号3番、友田香将雄でございます。

本日最後の一般質問となりましたので、なるべく簡潔に私のほうも質問してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では早速、通告に従い質問をさせていただきます。

まず初めに、住民参加型のまちづくりについて質問いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、行政と町民の方々との距離感が以前より広がってる感が私としてはあります。総合計画において掲げている町民参加・町民協働のまちづくりを推進していくに当たり、今後どのような取り組みが必要であると認識しているかをお聞きしたいと思います。

まず最初に、新型コロナウイルス、またその前は大雨、豪雨災害等もあり、ここ数年イベント等や、またや行政との意見交換会など中止を行った経緯があります。今現在、町民の方々との距離感を行政としてどのように捉えているのかをお聞きします。

○田島健一町長

友田議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

本町では、これまで皆さん方の御理解と御協力をいただきながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組んでまいりました。佐賀県内におきましては、2月5日の非常警戒措置解除後、県内での感染拡大は徐々に減少しつつあるかと思われましたけれども、2月20日以降はクラスター感染も発生するなど、いまだ厳しい道のりの途中であります。今後も新型コロナウイルスへの長期的な対策を講じていく必要があるかというふうに思います。

このような状況で、議員おっしゃるとおり今年度におきましては町民体育大会をはじめ町主催の祭り、イベントなどもほとんど開催ができておらず、町民参加、町民協働の活動が難しい状況でございます。その中で、今後本町が主催する各種イベントや行事等の開催につきましては、私としてはできれば開催したいという思いもあります。あらゆる角度から開催の可能性を探りながら、国が示す感染拡大防止ガイドライン等に沿った会場設営や運営方法について検討し、適宜に判断をしていきたいというふうに思います。

これについては先ほど議員からもおっしゃいましたとおり、去年は新型コロナでございましたけれども、その前は自然災害でいろんなイベントも中止されておりました。今後につきましては、自然災害はさきの議員の質問にもございましたけれども、極力

防止といいますか、ないようにしていきたいと思いますが、コロナについては今後のワクチン等々の話も出てまいりますけれども、対策も講じて、早く町民みんながこぞって行えるようにしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほどもありましたように、今コロナワクチンの話も出ております。令和3年度に接種が始まり、これから新型コロナウイルス対策のほうはがらりと動きが変わってくると思われまます。その令和3年度の各種行事やイベントごとをどうしていくのか。これは町民の方々がとても興味、関心を持たれています。確かに新型コロナウイルス、今変異株の話も出てきておまして、どのような動きになるかはまだまだ分からないところがあります。それでも、今現在昨年から続いているこの閉塞感、そして何より町民同士の交流ができない状況により孤独感を持っていたり、あとはいろんな不安を抱えてる中でも相談がしにくい、そういう雰囲気が町内全体を包んでいると私としては思っております。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、令和3年度は従来の形ではないにしろ、できる形でコロナウイルス感染症の対策をしっかりと取った中でどうやって運営していくのかというのを私としては前向きに考えながら各種取り組みを行っていただきたいというふうに思っておりますし、その思いをしっかりと町民の方々にも伝えていただきたいというふうに思っております。これは正解はないと思っております。結局中止するにしろ実施するにしろ、どちらにしろ不安に思われる方々からすると、どうしてなんだという声は必ず出てくると思っております。そういう中で実施する、中止する、その判断をした経緯というのを誠心誠意、真摯に伝えていくことが次の令和3年度の町民の方々に対する住民参加型の協働のまちづくりにはすごく大事なことじゃないかなというふうに私としては思っております。

そういった判断、またできる形でやっていくという試みを、先ほども申しさせていただいたと思いますが、その理解をどういった形で広げていくのか、そのことについて答弁をお願いします。

○小池武敏企画財政課長

先ほどから町長のほうからの答弁にありましてとおり、来年度の町民体育大会など、本町としましては現在のところ開催の方向で予算の計上はさせていただいております。各種イベントについても、でき得るものにつきましては予算を計上させていただきますので、具体的には今後国が示すガイドライン、そういったものに従って3密対策を当然図る必要もございませう。そういう感染対策を徹底した上で、開催ができないかというふうなことを検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

次の質問に移ります。

先ほどの話にもありましたように、次年度、様々な形で新しい取り組みを今後行っていく形になってくると思われます。その中で、町民の方々にしっかりと情報を届けていくためには、今までにない取り組みも必要になってくると思われます。先ほどもあったような形で今後の行事、イベント等をどのようにやっていくのか、また行政についての情報発信をどのような形でやっていくのか、それをしっかりと考えていく必要があると思われます。

例えば今現在行われている広報紙、そしてホームページ、またはSNS等の運用についてなんですけども、そちらについて今後見直しする必要性はあると思われますのでしょいか。そのあたりについて答弁をお願いします。

○千布一夫総務課長

ホームページとかSNSのそういったものの今後見直しをする考えについての御質問でございますが、町のホームページに関しましては、インターネット上で町が公式に情報発信をする場と捉えまして、充実した内容、それから常に最新の情報が掲載されるように努めております。また、ホームページに掲載しないような身近な町内での出来事やイベント情報、即時性の必要な情報などホームページに掲載した情報を補完する情報発信のツールとして、フェイスブックやLINEといったSNSを活用してきております。町民の関心が高い情報や役に立つ情報につきましては積極的に公表していく上でも、若い世代だけではなく多くの方に普及したスマートフォンを介してSNSを活用することは大変有効であるというふうに考えております。

そういうことから、情報発信に伴うSNSの利用につきましては、白石町ソーシャルメディアの活用ガイドラインというのを定めまして、町職員として情報セキュリティを遵守しながら情報発信するツールとしてのSNSの有効活用の推進に努めているところでございます。

しかしながら、役場内の各部署での情報提供をする意識というのは、まだまだ今のところ低いものと思われます。そういったことから、議員御質問の今後は何か見直しがあるのかということでございますが、まずは職員一人一人が多くの方に対して知らせる姿勢というのを持つように、役場内における職員の情報公開への意識づけにこれまで以上に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

これをお聞きした経緯というのは、皆さん御存じのように先般の白石町議会議員選挙の投票率のところは71%弱という結果が出ました。その前が74.58%の投票率となっておりました。投票率に対しての低下が顕著に見られたということがありまして、こちらのほう大変危惧しております。

今回、昨今の新型コロナウイルスの影響により投票率が下がったという見方もありましたが、私としては町民の方々が町政に対する意識が低下されたのではないかなというふうに見ております。それについては私自身反省するところでもありますし、我々議会の仕事の一つとしては、町民の方々にしっかりと情報提供をして協働のまち

づくりを行うことによって、またいろんな形の皆様の御意見というのを選挙の投票という形でつなげていく、こういったことも重要なことではないのかなというふうに私としては思っております。

今回の投票率の低下について、どのような形での認識を持たれているのかということについて質問いたします。

○千布一夫総務課長

今回の投票率の低下についてどのように考えるかという御質問でございますが、まず今回の白石町議会議員選挙の投票率になりますが、また先ほど議員のほうからお話をしてもらいました。こちら繰り返しになりますが、投票率が今回71.74%と、前回の町議会議員選挙から2.84ポイントの減というふうになっております。今回につきましては、議員おっしゃられましたようにコロナ禍による外出控えがあったのではないかというふうに考えておりますが、合併後、投票率は徐々に低下してきている状況でございます。

投票率の低下でございますが、これは全国的な傾向でございます、令和元年7月の参議院議員選挙の投票率は全国で48.8%と過去2番目に低く、年代別では10歳代、それから20歳代の若年層の投票率が3割前後と、特に低い結果が出ております。この結果には若者が自分たちの将来に責任感を持って参画するという意思が低下しているという大きな問題を内に含んでおりまして、その対策は急務だと思っております。

この点から考えますと、政治を自分たちの問題として捉える教育、いわゆる主権者教育は非常に重要でありまして、本町が行いました主権者教育でも高校生から、社会の問題を自分の問題として捉え、それから自ら考え判断し行動していく必要があると感じた、また政治は何か遠い存在だと感じていたけれど、近い存在だと気がついたとの意見がっております。このような意思を育てていくことがとても大切なことだというふうに考えております。

今回の町議会議員選挙におきましては、投票率の向上のために若年層への有効な告知手段とされるホームページやフェイスブック、LINEによる啓発の告知、それから白石高校生、佐賀農業高校生が出演するケーブルテレビによる啓発放送、それから町内の小学生が作成した啓発ポスターなどの掲示などを行いましたが、このほかにも小・中高校生を対象とした明るい選挙啓発ポスターのコンクールの開催、また中学校、高校において実際に使われてる投票箱や記載台を用いた投票体験や成人式における啓発パンフレット等の配布などを毎年行っておりまして、若年層に社会や政治に興味を持っていただくことで主体的な投票行動につながるよう努めております。

今後も、若年層はもちろんのこと多くの方々に政治や選挙への関心を持ってもらえるよう啓発を重ねて、投票率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほど主権者教育の話が出てきました。主権者教育について、また投票率向上について、私は議員の1期目、一番最初の一般質問のほうでも言わせていただきました。

この投票率または町民協働によるまちづくりに対する、要は住民参加型のまちづくり、しっかり町民の方々に情報発信をすると。または、選挙として投票率を上げていくということは、今後のまちづくり、10年、20年スパンのところで一番大事になってくる、まず根幹になってくるころだというふうに私としては認識しております。

そのために4年前も一般質問として言わせていただいたんですけども、今回改めて取り入れたのは、先ほどもありました実際の投票箱を使った形での生徒会選挙とかあちらのほうを実施されてるとか、あとはコミュニティ・スクールのところで地域と一緒にいろんな形で子どもたちに対する教育活動を行っているというところの話で以前もいただいたんですけども、それにしてもその実施というのは長い間行われているものです。その長い間行われているものをしていても、投票率低下に今なっていると。そうなってくると、新しい取り組みも今後しっかり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに私としては思っております。

インターネットのほうで資料を取り寄せました。

主権者教育推進会議第3回、学校教育における主権者教育ということで東京都立豊島高等学校の校長先生が資料として作成されているものの中に、広義の意味での主権者教育、様々るる書かれています。新聞記事を取り込んだ形でのグループの学習とかそういったものもあるんですけども、ここで見ていきたいのが模擬請願、議会の議場を見学した後に地域の課題について質問や要望などを実際の行政職の方と議会での意見交換を行ったり、あとは実際に議会からの派遣により各学校によって子どもたちとの意見交換、または実際のまちづくりはどのような方法で行われているかを話し合うなど、こういったものが広義の意味での主権者教育には大変効果的であるというふうに資料が出ております。

今現在行われてる取り組みとまた別に新しく少しずつ取り組んでいく、そのことが10年後、20年後のまちづくりにつながっていくのではないのかというふうに私としては考えております。確かにいろんな形で子どもたちに参加してもらうことは大事なことだとは思っていますけども、じゃあ選挙がありました、急に18歳の方たちとか20代前後の方たちに選挙に行きましょうと言っても、選挙権を得るまでの長い間のところで選挙に行く、要は行政のところ、政治についての興味、関心というのを醸成していかないと、急にぱっと言った中で投票に行きますかと。なかなかそうではないというふうなところは、実際若い方たちの話を聞いた中で言われてることでした。急に選挙に行きましょうと言われてもどうしたらいいかわからないということは、皆さん言っているところです。

ここをどう変えていくのかとなってくると、新しい取り組みを今後我々としても考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、そのあたりについての御見解をお聞きしたいと思います。

○小池武敏企画財政課長

若い世代の方に新たに政治への関心を向けさせるというふうなことで、いかに投票に行ってもらおうかというきっかけづくり、そういうこととして町政の参加を促すというのは非常に重要なことと考えております。

その方法といたしましては、住民参加のワークショップ、それから以前に行いました町長と語る会というふうなこと、そういう公聴の場、町政への住民の方の参画を促してはきております。ただ、その中で、若い世代の参加がなかなかつながないという状況もございます。

コロナ禍である今だからこそ、新たな取り組みができないものかというふうな考えもございます。例えば、町民の方の生の声を聞くために若い世代である高校生から30代までの方を対象にいたしたインターネットを通じて募集するアンケートなどを実施してみてもどうかと思います。そして、そういう生の声を来年度策定をいたします第3次の総合計画に反映をしていくことによって、自分の声が行政に届いていると、伝わっていると実感していただいたりすることが、ひいては投票率の向上にもつながっていくものだと、そういうふうな考えでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

若い方の参加が少なくなるんじゃないかなという危惧は、大変私としても分かります。ただ、これってすごく大事なことでして、例えば町政報告会を行うとした場合、住民の方々の参加が少ないからどうなのかという議論、確かにあるかとは思いますが、ただ町政報告会を行うとした場合に、逆に言ったら人が集まるような活動をしていかなきゃいけないということの一つの参加者の数というふうにバロメーターとして出るわけなので、そういった機会を設けた後で、それに対しての参加をする方たちをどう増やしていくのかという議論の仕方が私としては必要なんじゃないかなというふうに思っております。

確かに学校現場のほうでそういった取り組みをするに当たって、大変学校の先生方も負担としては大きいかというふうに思っております。ただ、ここって本当に目先じゃなくて、長いスパンをかけて醸成をしっかりとっておかなきゃ、それこそ10年後、20年後、若い世代の意識が底上げできないという話になっても遡りはできないので、そこはしっかりと時間をかける必要があると私としては思っておりますので、しっかりと新しい取り組みの検討のほうをお願いしたいと思っております。

そして、先ほどの答弁にもありましたけども、いろんな形で住民の方からの意見を出してもらうということは大変重要なことでもありますし、今後やっていかなきゃいけないというふうに思っております。

その中で、パブリックコメント、こちらに対してはホームページを中心として実施されているというふうに私としても把握しております。若い世代に対して意見を求める必要がある各計画案については、特にSNS等を活用した情報発信が必要な時代であるというふうに私としては考えております。先ほどの答弁のほうにもありましたSNSの活用について、私としては何度もしっかりとしたルールづくり、またパブリックコメントをするのであれば、必ずそこにリンクした形での投稿を行うというのを私は何度となく訴えをさせていただいたんですけども、先日の学校統合再編に対するパブリックコメントの際にもSNS等に上げられることはありませんでした。

パブリックコメント、町民の方々からの貴重な意見をもらえる場です。そこに対し

てホームページに上げられてる、または広報紙とかにも載せてますというお話はいただいていたんですけども、ただ実際広報紙を本当にどのくらいの数の方たちが見ているのかということを考えていくと、広報紙だけではなく、SNSだったりケーブルワンのほうでもされてはいますけども、SNSに投稿するのは費用的にはかからないしすぐできることなのに、そういったところでの実施が何でしてもらえなかったのかなというのは私としてはすごく悲しく思っております。

SNSを運用するというところで、何年か前、白石町の公式LINEのほうも実施されてきました。SNSを立ち上げて見てもらうということは、実際運用するに当たって始めたのであれば、そこに対して最大限の効果が出る、町の情報に対して最大限知ってもらう機会を増やすための行動をするというのは、最低限しなければいけないことだというふうに思っております。このパブリックコメント、またそれだけにとどまらず、町のほうとしてこれはしっかりと伝えたい、御意見を聞きたいというものに対してはSNS等もしっかり活用していろんな形の情報発信をしていく、または情報をいただくという形はしっかりとここは整備していただきたいというふうに思っておりますが、そのあたりについていかがでしょうか。

○小池武敏企画財政課長

各種計画案に対するパブリックコメント、この手続につきましては、町の政策形成過程におきます住民参加の機会を広げるとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るために平成26年度より運用を開始してきております。参考までに、令和元年度からは5つのパブリックコメントの案件に対しまして、7件15項目の意見を頂戴をいたしております。これらの意見を考慮いたしまして計画や施策等の内容を充実をさせることで、町民の皆様方との協働によるまちづくりの推進につなげているところでございます。

政策形成過程におきます住民参加の機会につきましてはパブリックコメントだけではございませんが、パブリックコメント手続の実施情報がより多くの町民の皆様へ届きますよう周知する必要性は大いにありと認識はいたしております。LINEやフェイスブック、ツイッターなどのSNSを活用いたしましたパブリックコメント手続の周知につきましては、スマートフォンを用いて情報を収集する方が多い若年層への情報発信といたしましても有効な手段の一つであるというふうなことで、今後運用ルール等を整理をいたしまして情報発信を行っていきたいと考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

ここに総務省から持ってきました情報通信白書という、これは少し古い資料ではあるんですけども、要は情報をどのような形で入手しているのかというのが各年代別にデータとしてあります。そこで出てくるのが、今でもテレビが一番情報を取りやすいツールの一つとして出てきてはいますけども、2番目にインターネットというのもうここで顕著に全ての年代で2つ目としてインターネットで情報を取っているという資料が出ております。

となってくると、もちろん広報紙だったりメディアというのはすごく大事なところではあるんですけども、SNSをどう活用していくか、どう町民の方々に情報を提供するのか、また参加してもらおうのかというのは、しっかりとルールづくりと、あとは意識をしっかりと全町的に持っていく必要があるんじゃないかなというふうには思っております。

そういったことを考えましても、先ほどちょっと前に質問させていただきました、例えば広報紙やホームページ、SNS等をどのような形で運用していくのかというのは、適宜見直しが必ず必要であるというふうには思っております。もっと言いましたら、パブリックコメントを例えばSNSで出したとき、出してないとき、アクセス数がどのぐらい変わるのかというのはホームページの管理画面では分かるはずなので、そこでどのぐらいの方たちが見に来られてるのかというのは全てデータとして出ます。なので、そういった形で1回作ったものは変えないじゃなくて、広報活動に関してはしっかりと適宜見直しを行って、要はどういったコンタクトができてるのかというのは見直しを必ず行っていただきたいですし、そういったことが少しずつ積み重ねとなって住民参加型、また投票率の向上に私としてはつながるというふうに確信しておりますので、そこはしっかりと今後引き続き力を入れていただきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

大きな2番のほうに移ってまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による町経済への影響についてというテーマです。

まず、本町においては、生活困窮者の方々からの声をどのように把握し、相談などへの結びつけを対処していくのか、また新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急小口資金の特例貸付けの状況について伺います。

○坂本博樹保健福祉課長

生活困窮者の把握につきましては、民生児童委員の皆様が地域住民の立場から見守り活動を続けておられる中で、困り事を抱えている人の発見あるいは見守り対象者の生活状況の異変に気づきまして、窓口である保健福祉課福祉係につないでいただいているところでございます。また、税金や保険料などの納税相談の中で把握ができ、各担当課が相談を受けて福祉係につなげる場合もございます。その相談窓口である保健福祉課につきましては、相談体制といたしまして地域ごとに担当者を決めておりまして、相談には常に2名以上の中で職員で対応いたしております。そういった中で相談者の困り事をお伺いして、必要に応じて白石町社会福祉協議会あるいは佐賀県の自立支援センター杵藤保健福祉事務所など関係機関と連携をいたしまして、解決に向けて支援を行っているところでございます。

緊急小口資金の特例貸付けの状況でございますけれども、この資金については白石町社会福祉協議会のほうで申込みをしていただくものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯を対象に貸付けを行うものでございますけれども、令和3年2月25日現在で72件の申請があつて、申請金額については1,110万円というふう

にお聞きをいたしてるところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

新型コロナウイルスの影響により本当に多くの方が生活が一変されたというふうなことは私のほうにも相談が来ておりますし、その影響も今どんどん深刻化していつてるといのは皆さん把握してるところだというふうに思っております。

そこで、先日からあつてるように、飲食店やその飲食納品業者、タクシー、バス、運転代行業者など、多くの事業者が多大な影響を受けております。町内の事業者への影響をどのように認識しているのかをお聞きします。

○吉村大樹商工観光課長

新型コロナウイルス感染拡大に伴う町内事業者への影響の認識ということでございます。

雇用面について、まず商工会等に聞き取りを行ったところでございますが、既に令和2年12月までに従業員を雇用調整、この場合は8時間を4時間にするとかそういう時間的な調整をされたり、また雇用が多い事業所は今後の従業員を縮小するというような対応をされる場合もあるということ伺っているところでございます。

次に、経営面につきましては、町内事業者より多くの声を既にいただいております。特に飲食店への営業時間短縮の協力依頼もありまして、飲食店はもとより、関係事業者も大きな打撃を受けていることについても十分認識をしているところでございます。

商工観光課では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けておられる事業者の資金繰りを支援するためセーフティーネット保証などの認定窓口を設けておりますが、今年度につきましてはコロナウイルス感染症拡大の影響により多くの事業者が申請をされまして、その中で主に売上の減少、そして雇用の維持、また資金繰りなどの理由により疲弊されている状況も十分把握をしております。今後につきましても、商工会と連携をいたしまして、町内事業者の皆様の状況について情報共有を図っていきたいと思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

佐賀県では、飲食店の時短要請を解除したことに伴い、経済を早期に回復させるための様々な支援策を打ち出されています。本町としても独自の支援策が必要であると思われ、今回一般予算のほうでも町として新しい事業を行われることとなりました。そちらも併せてなんです、今後の対策、方策について質問いたします。

○吉村大樹商工観光課長

本町単独事業による支援策についての御質問ということでございます。

御存じのとおり、既に白石町では、白石町ふるさと飲食店応援事業また白石町事業

継続応援金を実施してまいりました。新型コロナウイルスの感染症、まだまだその終息が見えないという中で、本年に入り再び新型コロナの第3波の影響によりまして県内の飲食店へ1月21日から2月7日までの18日間、佐賀県より営業時間短縮の協力要請もなされ、本町でも独自の支援策について検討をしていたところでございます。

現在も、本町では飲食店ばかりではなくて、食品納入業者またタクシー業者また運転代行業者など多くの事業者が影響を受けていることから、幅広く町内商工業者を支援するため、コロナ対策及び事業継続を目的としまして今回事業を計画したところでございます。

内容として、幾らかその要件がございます。令和元年または令和2年のいずれかの年の売上額がまず100万円以上であること。そして、令和2年8月から令和3年3月までのいずれかの月の売上額が前年同月で20%以上減少していることといった内容の要件がございますが、その要件に該当される場合は1事業所当たり15万円を交付する白石町事業者支援金、総額1億2,000万円の予算をこのたび3月補正と令和3年度の当初予算で計上したところでございます。この事業により、町内商工業者の事業継続に少しでも御支援できればと考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

白石町事業者支援金、事業者からすると大変ありがたいことだと思っております。ただ、ここで確認なんですけども、対象事業者のところを確認しますと一部、例えば令和2年度に起業を行った事業者様とかというのは該当しないような形に思えてくるところもあります。ただ、そういった事業者様のところにもできるだけ支援ができないかというふうに考えていただけるといふところを私としては伺っておりますが、まずは一回、自分のところはどうかというのを相談してほしいという考えでよろしいのでしょうか。

○吉村大樹商工観光課長

要件の中に実際令和2年8月1日で事業実績があるということで、ここの部分については基本的にこういう形で行きたいんですが、例えば企業年度の前年対比ができないときも出てくる可能性もあるということは想定しております。先ほど議員申されたとおり、まずは担当課、商工観光課のほうに内容について一度御相談をしていただければ、できる限り支援ができる形で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

新型コロナウイルスの影響が今でも長く長くより深刻化していっています。この中でもこういった支援金に対しては大変ありがたいという声は私も既にいただいておりますし、とはいっても今現在の影響がこの支援金で全て回復するかといった形ではありません。

先月、商工会青年部の私の仲間であるとある事業者さんが、町内でのお店を閉めら

れました。今本当に町内の事業者様というのは、ぎりぎりのところにいらっしゃるといふふうに思っています。新型コロナウイルスの問題がなくなったときに、この町で例えば飲みに行くとか遊びに行く、御飯を食べに行く、そういったことができない町では本当に寂しいと私としては思っております。そういったことにならないためにも、こういった支援金だけでなく、我々一人一人ができることをしっかりと取り組む必要があるといふふうに私としては思っております。

9月議会のときにもお話しさせていただきました。佐賀県自体が、G o T o イートしながらG o T o トラベルをしながらといふふうに経済のほう何とか少しずつ回していきたいといふふうに言われております。本町としても、町内での飲食というのは大規模でないにしろ小規模でやれるのであれば、小規模で少しでも皆さんで利用していくという考えが大変大事なことではないのかなといふふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○小池武敏企画財政課長

飲食店の利用についての御質問でございますが、現在も飲食店の利用が少なく、経営が厳しいというようなお声は十分こちらとしても認識をいたしております。

飲食店の利用についての御質問でございますが、現在のコロナの感染状況を見てみますとなかなか増えたり減ったりといふような状況の中で、町としては飲食店の積極的な利用の呼びかけ、または実際のところ職員の利用もなかなかできていないといふような状況でございます。

飲食店の利用につきましては、当然国から示されております感染対策、これをしてしっかり行いながら町民の方も利用をいただければと思っておりますし、職員についても、積極的にとは言いませんけども、対策を取りながら利用をしていきたいといふふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

先日農家の方から教えてもらったんですが、町内のビール用の麦が今年の作付はしませんと。ビールが出ないことによって需要がないのでという話も言われたので、いろんなところで影響が出てるといふふうに改めて私としても感じるころがありました。本当に一人一人がしっかりと自分たちなりにみんな地域を支えていくという考えでやっていくことが必要であると思っておりますし、そこがこの町の活気を取り戻すための一番根本的な大事なことじゃないかなといふふうに思っております。

若い世代の話の中でもう一つ出たのが、町内で飲むと御飯を食べるといろいろ言われることがあるから隣町に行こう、どこどこに行こうという声で、団体でほかの地域で飲食をされてるといふ声が聞かれます。すごくもったいないといふふうに私は思います。そのためにも、この町でしっかりと飲食をしても大丈夫だよと、コロナ対策を十分に行った上でやってもいいんだよということ、私としてはしっかり一人一人が呼びかけていくことが大事じゃないかといふふうに思っております。

最後に、町長にそのあたりについて御意見をいただければといふふうに思います。

○田島健一町長

昨年からこれまでコロナ、コロナの一年だったというふうに思います。今議員からも言われましたように、いろんなイベント、行事も中止せざるを得なかった。コロナ対策についても県も市もそれぞれ立場立場でいろんな取り組みをやってきたところでもございますけども、本町においては2月4日以降感染者は出ていないわけでもございますけども、県においては3月になってからいろいろカラオケということでクラスターが発生して苦慮されているところでもございます。

昨日も県の会議もございました。私どもの町といたしましても、カラオケでの感染拡大があるので注意喚起もさせていただいてるところでもございますけども、県としてもなかなか九州の中でも佐賀だけカラオケでの拡大が止まらないという状況下にありますので、もっともっと市町の段階での住民さんへの注意喚起をお願いしますというメールも来ております。

そういうことで、私たち白石町そのものは止まっているような感じがいたしますけれども、県の中の一部としてこれにも取り組んでいかなければいけない、町民の皆さんたちの御理解もいただかなければいけないというふうに思っておりますので、今後もそういった注意喚起、自覚をお願いしてまいりたいというふうに思います。

いずれにいたしましても早くコロナが終息するよう、まずもっては来月下旬から始まりますワクチンの接種について、手ばかりがないように町としては取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほども町長のほうから答弁がありましたように、しっかりと新型コロナウイルス対策を取るということは重要なことでもあります。令和3年度もその対策を十分に取った上で我々は過ごしていかなければいけない。そして、その中でどういった経済の回し方ができるのかということも併せて理解し、実施していく、行動していくことが必要ではないかなというふうに思っております。

新型コロナウイルス、令和4年度がどうなっているかは分からないですけども、そのときにこの町が寂しいまちになっていないように少しでも我々一人一人が地域を回していく、経済を回していくという意識の下、コロナ対策と経済と両輪で考えていくことを私としても町にお願いしながら、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで友田議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時23分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年3月15日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 溝 上 良 夫

署 名 議 員 吉 岡 正 博

事 務 局 長 小 柳 八 束